

# 建設水道常任委員会

平成18年6月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二                      ○浦野 圭司                      小野 隆雄  
吉川 勝義                      中川 靖広

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都市整備課参事	堤 和雄
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	池田 善紀
上水道課長補佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長      浦口 隆                      同 係 長      峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 吉川委員、中川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉川委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願い致します。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第44号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口下水道課長

下水道課長 議案第44号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）でございます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 それでは、簡単にご説明させていただきます。去る5月26日に郵便による指名競争入札を執行いたしました結果、斑鳩町興留2丁目3番21号、宮崎建設株式会社が落札し、1億4,910万円で契約の議決をお願いするものでございます。

添付いたしております付近見取図をご覧くださいませでしょうか。

まず工事の概要でございますが、五百井1丁目地内、町道403号線、服部交差点北詰めからイツボ川沿いに北上する工事でございます。

施工の規模及び工法でございますが、路線延長といたしまして、331.7メートル、その内訳といたしまして、小口径泥水推進工法で口径300ミリを89.7メートル、小口径泥濃推進工法で口径350ミリを242.0メートルを施工する工事でございます。

工事期間につきましては議会の議決後270日、平成19年3月19日を予定しております。なお、関係いたします地元自治会につきましてはすべて日程調整を終え、順次、説明会を開催いたしております。

以上、簡単ではございますが議案第44号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議を賜わり、何卒、原案どおりご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 先日の委員会でも、郵便によるということで意見申し上げましたけれども、郵便によることのメリットというのはやはり談合阻止というんですか、談合防止ということだけなんですか。他に何か考える事ないんですか。

助 役 談合の防止ということと透明性の確保、もちろん競争性の確保もございますけれども、最近是指名する業者が多くなっております。今回も16社指名致しました。そういう事から考えますと、一つの部屋においてそういう入札を執行すると、今まで行ってきた形でやるということは非常に狭い状態になってきます。そういう事も一つ郵便によるメリットかというような事を考えてるわけでございますので、先般の委員会でも申し上げましたように、これから郵便入札も含めながら電子入札も考えていくというようなことで、町としては考えておる

ところでございます。

小野委員 後段で、助役さんがおっしゃった通りだと思うんですよ。やはり入札するためには職員もその時にはその時間さかれますので、そういうメリットは私はあると、今後そういう形で進めてもらって結構だと思うんですけども、それとね、ちょっと担当の方にお聞きしたいんですがね、この現場はイツボ川沿いということで、推進で押していくには色々困難なことが予測されるんですね。例えば河川の氾濫によって倒木があるとかね、推進工法で一番厄介なのは倒木に当たった時なんですけど、試掘というんですか、試験掘り等はどれ位されておって、それらの事でもたついで270日、年度末までという長い期間だと思うんです。通常これだけの距離の推進だったら、もっと短い期間で十分だと思うんですが、それらの事が考慮されての今契約をされようとしてるんですか。

下水道課長 今回の設計検討につきましては、当初3箇所ボーリングデータというのを参考にさせていただいております。それに基づきまして、工法検討しておりまして、まず、土質としましてはシルト混じり砂礫というのも観測してる状況でございます。まず一点、以前に服部道の交差点部分で立坑掘削して、実際にその土質も確認しておる状況でございます。そうしたことから、機械につきましては、レキの取込み径が45mmと比較的大きなレキにも対応できる機械を選定致しております。

実際、万一、これはあつてはならないことだと思うんですけども、推進過程におきまして思わぬ事態が発生する可能性が十分考えられる、考えられないという事はございませんから、そうしたことから、推進工事につきましては慎重に施工するよう心がけておりますので、無事工事が完了できるよう進めて参りたいと思っておりますので、そういう事でご理解いただきたいと思います。

小野委員

もう一点お聞きしたいんですが、先般の一般質問で同僚議員がその看板にね、請負金額を記載してくれというような、それで透明性を図るとか公平でとかおっしゃったけど、私は全然理解出来ないんですけどね。藤本部長から一定の答弁をしておられたと思うんですが、私は看板に請負金額を載せてね、しかもある程度の額まではええんだと、それがどういう意味なんか全然わからないんですね。藤本部長が説明しておられたように、その工事区間とか工事業者、それらはきちっと載せておかなければ、もしもの事があった時の連絡先の看板であるし、その工事がいくらであるか載せるんだというのはね、私はあまり意味のない事だと考えて、同僚議員が質問しておられるのをけなすわけではないんですけどね、聞いておったんですがね、池田部長の方でもやはり下水道工事についてもそういう、あの時藤本部長の答弁では郡山土木管内、何故か知らないですが、そこらで一応検討してみますとか、また積極的にそういう会議の時に載せようとするような働きかけをするようなニュアンスで私は聞いておったんですが、そこらどうなんですかね。私は一般的に言うてその請負金額を載せることによってね、何か変な形になるんじゃないかなと。この業者はこれだけの金額で仕事をするんだからどれだけ儲けるんやろうとかね、そういう邪推が働くように思いますのでね、できればそんなん載せる必要ないと思うんです。同僚議員が質問しておられる事けなして悪いんですけどね、どう、もちろんこれは載せないんですよ。だから、藤本部長の答弁では検討していくという形なんですけどね、そこらどのように考えておられるんですかね。池田部長から言うてください。

上下水道  
部長

今回の工事につきましては当然ながらそういう工事費は載せて参りません。今お尋ねの件、一般質問の件についてでございますけれども、一般質問された主旨については住民への情報提供の一貫としてされたと思いますけれども、今部長の方から答弁がございましたように、やはりまだルールにも問題があるということで、またこれから庁内で検討していく段階であると考えております。もしするとなりましたら、

公共工事の透明性の確保の観点から、企画財政課の方で透明性の確保に関する基準というのがございますので、その基準も変更しながら全体の工事についてやっていくという事になって来ようかと思えますけれども、当面の間は藤本部長の答弁の通りであろうと考えております。当然、下水の工事につきましても、それが決まるまでは当然載せていけないということでございます。

小野委員 公共工事の透明性でね、透明性の問題で載せるというのは私は意味わからないですね。ナンセンスですね。先程、助役さんも透明性のために郵便でとかいう話されるんですがね、私達の、斑鳩町の入札制度、私は先進的な扱いをやっていただいていると思うんです。というのは、予定価格をまず事前公表して、きちっと設計を組んでみてこれだけの値段が一番妥当な値段であると、その上で競争してくださいと、もちろんその上で入札を応札してきた場合は失格ですはね。もうそれは完全に指名停止、事後指名停止でもいいぐらいの事ですはね。これだけの値段でして欲しいということで、住民のためにして欲しいということで出してんのを、それ以上で出してくるということはね。だからそれこそ透明性というのが確保されてるんです。だからその結果がその金額が出されてね、それが透明性という問題には私はならないと思うんです。せやけど郵便でということで、先日の時に総務部長が談合防止ということでね、そら確かに事前公表してなかった場合、それはあると思うんですよ。だから先日の委員会ので、それはちょっと違うだろうと。事前に予定価格公表してるんだから、透明性は確保されてるんです。それ以外何もありません。だから私はあえてね、金額を載せる必要もないし、公平性とか透明性という問題ではないだろうということで話をさせてもらってるんでね。だから大阪府とか他でもされてるということですがね、その場合と斑鳩町の事前公表してると、そういうそれこそ住民に対しての透明性を最初から確保してるんですよ。それでなおさらそういう事を載せていくことによって、何かまたあるんかなと、これは情報公開、落札額載ってますやんか。金額知りたか

ったらそら聞いたらよろしいねん。それをあの看板に載せてね、そんな事までする必要一切ないと思いますけどね。その点でも、何か先程、藤本部長も手挙げらておられたので、藤本部長にもう一度お願いします。

都市建設 土木事務所管内で提案をさせてもらった中で、各町また土木事務所の意見も聞きながらと、こういうことでお答えをさせて頂いたわけですが、斑鳩町内で国も工事しますし、県も工事します。斑鳩町内だけの表示をしても、全体の表示はなされないんで、統一を図っての話でないとなかなか難しいかなということで、ちょっと土木事務所管内でも提案させてもらったということで答弁したという事でございます。

小野委員 わかりました。もう結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

中川委員 記憶違いでしたらお許しを願いたいと思いますが、この種類の議案書について、他の委員さんが工法の種類、幅員、開削であったら幅員、深さ、管の口径、そういう資料の添付をお願いすると言われたように記憶してるんですが、その点についてはどうですか。

下水道課 前回に提出させていただきました図面がこういう簡単な形になりますということも、こういうな形につきまして概略の、土被り言うのか推進延長とか高さとか立坑の位置とか、そういうな形で説明させていただくという事で止まったと思うんですが、それだけでよろしくお願ひ致します。

委員長 こないだ事前委員会でそれを提示されて、今回もう見ていただいているからということでなりましたので、申し訳ございません。

他にございませんでしょうか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第44号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第45号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)を議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長

下水道課長 それでは、議案第45号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)のご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

下水道課長 それでは、概略について説明させていただきます。

去る5月26日に郵便による指名競争入札を執行致しました結果、斑鳩町稲葉車瀬2丁目6番8号、株式会社二隆建設が落札し、7,171万5,000円で契約の議決をお願いするものでございます。

添付いたしております付近見取図をご覧くださいませでしょうか。

工事の概要でございますが、法隆寺南1丁目地内、町道402号線、並松公民館南側から並松商店街を西に向け施工する工事でございます。

施工の規模及び工法でございますが、路線延長といたしまして、415.2m、その内訳といたしまして、低耐荷力推進工法で口径20



0ミリを143.0メートル、開削工法で口径200ミリを272.2メートルを施工する工事でございます。

工事期間につきましては議会の議決後、270日、平成19年3月19日を予定しております。なお、関係いたします地元自治会につきましては、先程の議案第44号と同じく、すべて説明会の日程調整を終え、順次、説明会を開催いたしております。また、教育委員会、小学校、幼稚園に対しましても、逐次、打ち合わせを進めてまいる予定でございます。

先程の議案第44号、共に通学路でもありまして、特に学童及び歩行者の誘導時の安全確保に留意し、工事を施工致してまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが議案第45号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議を賜わり、何卒、原案どおりご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員 今説明ありましたように、開削工で272.2メートルということで、特に斑鳩小学校の前を、通学路の前を開削されるということで、図面も頂いてるんですけども、前回委員会でもちょっと意見出たと思うんですが、通学路であり、また道路幅員も狭い場所でありますので、事故の起こらないように周知徹底して、事業を進めて頂きたい、これお願いで結構ですのでよろしくお願い致します。

委員長 他にございませんでしょうか。

小野委員 浦野委員と同じ様な意見なんですがね、今課長も当然その事認識してるということで説明されとるんですけどね、そしたら今落札業者で

すか、入札の時でもそういう事も話されてるのか、またその事は十分ね定員面でも見ておられるのか、その事を業者がしっかりと認識して頂いてるのかどうか、やはり毎回、公共工事についてはガードマンの質の問題も吉川委員も私もいつも何か苦情ばかり言ってる様な感じですねけど、特にね、今浦野委員からもそうして話あるんですけども、特に何か考えておられるんですか。その事ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

下水道課長 正式に本契約、今現段階では概略の説明をさして頂いております。しかしながら、正式に本契約となりましたら、完全なる歩行者の安全対策について、十分な打合せを進めて行こうというような感じで思っておりますので、そういった面につきましては十分さして頂いておりますし、業者の指導もさして頂きたいと思います。

小野委員 その点も含めてね、前回の時に詳細図というのを頂いておってね、なぜ西の方がね開削工、メーター当たりね、開削工と推進、今推進の方メーター当たり下がって来ていると思うんですがね、これで設定されたんだから、当然こちらの方がいいということできてるんだと思うんですが、開削工の工事の方が子どもが帰る時間帯、その時間帯が一番工事としてもね急かされる時間帯、毎日毎日仮復旧して5時までに終らなければいけないと、同じ事だと思うんですがね、そしたら5時に終わろうとした時に、子どもたちが帰る時間帯が一番焦ってると言ったら言葉悪いんですが、その時に仮復旧をするのについて、物凄くそちらの方へ神経が行ってしまいがちなんです。その点を十分やはり説明してね、ガードマンにも、数名ガードマンを入れてもらって、そして工事がスムーズに行くように図ってもらいたい、私からもお願いしときますのでよろしくお願いします。

委員長 他にございませんでしょうか。  
これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第45号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)認定第3号、町道認定についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。加藤建設課長

建設課長 それでは(3)認定第3号、町道認定についてご説明をさせていただきます。まず議案書の朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

以上の5路線でございます。詳細につきましては、添付しております参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上、(3)認定第3号、町道認定についての説明といたします。ご審議を賜りまして、原案どおりご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員 町道186号線、整理番号1番の道路なんですけど、前回の委員会でも私申し上げましたが、最小幅員3.3というのが記載されておるんですけども、こういった町道認定する際とか何かのきつしょにですね、やはり幅員は4メートル以上となるように努力していただきたいと、一般質問でも生活道路についても申し上げましたけれども、そういう風な取り組みにならないんでしょうかね。町道認定する際には4メートル以上にしか認定しないんだろうかと思えますけれども、出来

るだけ4メートルになるように努力した上で町道認定するとかいうことには出来ないんでしょうか。今後のことですけど。

建設課長 前回の委員会でもご説明をさせていただきましたけれども、今回、この町道186号線につきましては、現況道路でございまして、底地の整理をさして頂いた道路でございます。浦野委員おっしゃいます通り、新設改良等でやる場合は当然、そういった基本的な考え方を持った上でやっていくべきことだと思いますけれども、今回の場合は底地を整理させていただいて、現況道路を認定させていただいたと、こういう事になります。前回と同じ事申し上げますけれども、今後、整備、舗装もかけていかなければいけません。整備していく中で地権者の方とそういった狭小な幅員の部分について、4メートル確保できるようなことがあれば、協力頂けるようなことがあれば、広げていくべきだろうという風に考えております。

浦野委員 3.3の部分、例えば車で交差しますと、やはりどっかで待機して、一台しか片方通行しかできないというのが目に見えておりますので、またこういった生活道路はやはり子どもさんの通学路とかも関係して参りますので、その点今後の対策としてよろしく願いしておきます。

吉川委員 5月26日にも確認しておりますので、再度、確認をしたいんですが、私毎度申し上げますように、この町道認定された場合に底地が全部町有地になっておるんか、今の路線についても全部登記が終っておるんか再確認をしておきたいと思えます。

建設課長 5路線全て町名義になっております。所有権移転、もちろん登記の方も完了いたしております。

小野委員 先程の浦野委員の意見でこの前もおっしゃったんですがね、町道認定、この路線についてはね、色々、私が答弁するのもおかしいんです

がね、舗装が、生活道路で舗装がどうもできてないということで、そのことで地元から要望が上がって来た時にね、認定道路違うから出来ないという形でもう十何年過ごして来た経緯があるんです。それで今、加藤課長が説明したとおりで、当然その時にもう少しということは、それはもうかれこれ、中永さんが事業部長の時にそういう話があったんです。ここには6メートル道路の計画もあるし、せめて4メートルにしてほしいということで話されたら、それだったらもう結構ですという様な話でどうにも進まなかった経緯があつてね。今やっとそうして認定してもらって舗装もできるということになって、生活道路ですから皆さん通っておられるから。その認定のことで浦野委員がおっしゃってる様に新設の時はやっぱり4メートルじゃちょっと無理だと思うんですよ。もう少し最低5メートルの道をつけていって新しい認定道路を確保していってもらいたいなど、それは思います。ただこの路線のように、生活道路でありながら舗装は認定道路違うと、また吉川議員おっしゃったように個人地であるために舗装出来ないというように、生活道路であってもそういう場所もこの近くにあります。だからその事も関連してね、ちょっと質問させていただきたいんですが、整理番号1の152号線、これは東の方から途中まで書いてあります。そして整理番号2, 3についての152号線途中で、この図面で一緒に繋がれるはずなんですけどね、これはわざとじゃないと思うんですが、この空いてる区間の152号線というのはどういう形なんですか。

建設課長 資料として、参考資料としてお渡ししている部分について、152号線、途中で斜線といいますか切れておりますけれども、当然この路線、先程言われた1と2について繋がっておるところでございます。それが152号線でございますけれども、一部まだ里道町道という形で現況道路部分よりも北側へ入り込んだ認定をしてるわけでございます。実際に通っている道路部分について私有地が現在も残っておるということは認識しております。

小野委員

先程ちょっと浦野委員がおっしゃったことで今ちょっと話、私がするべきじゃないんですがね、さしてもらったらね、この先で舗装されてないところもあるんですね。それは152号線じゃないという事なんです。でね、これずーっとこのまま、言うたら私と言えば、これはほったらかしになってるんです。色々な話が出て来たりなってきたりしてるんですがね、今、その152号線はこの整理番号1の東側のところから北側へ里道町道として入って行ってます。で、この中道路の形をしてるのは全部私道なんですね。一部舗装は出来てますけど、一部は舗装出来ないんですね。この要望については、地元からも私も何回も繰り返してますが、今この状態なんですが、このまま置いとかれるのかなという気持ちもありますし、先日の一般質問で法定外公共物がね委譲されたということで、この中でもその里道町道が一応その形状を保ってない場所もある。というのは今説明した南側の私道を使っているから、その北側の里道町道152号線として描かれてるとこの幅員は、道路台帳調べても0ということなんですね。だからそういうのはちょっとおかしいしね。今まで国有財産でしたので、その手続きをしようとしたら、先だつての同僚議員が等価交換云々の話、ちょっとニュアンスが違うんかわかりませんがね。今、町へ法定外公共物、里道が権利委譲された段階ではね、もう少しスムーズにやれるんじゃないかなと。実際問題、この整理番号1番の斜線が切れてるとこ、私道の所有者については、私は個人的にも知り合いですので、寄附採納するという事は以前からおっしゃってるんですが、その里道町道をどうか処理しなければ、一方的な寄附だけになってしまってその方も困りますということで、天秤かけてるんですね。その事もその都度担当者の方には申し上げてたつもりなんですが、この際、時間を切つてね、それらの処理をしてもらって、きちっと今形状が無くなってる町道、と言うたら失礼ですが、そういう形になってるものと実態に合ったような152号線の整備ということについてはやってみてほしいと思うんですが、その点どうなんですかね。

都市建設  
部長

ご指摘のように、152号線というのは一部舗装がされていないということで凹凸が激しくてなかなか走行しにくいというような事で町にも苦情等が度々あるわけですがけれども、当該地を所有されている方に対しまして、私も建設課長の時に何回も寄せてもらった経緯はあるんですけども、なかなか理解して頂けてないという様な状況もございます。部分的に何箇所かこの道路のお持ちの方が何箇所かありまして、一つひとつ解決はしてきている状況にはありますので、改めて、今舗装もなされていない部分について所有者の方に当たっていきたくて、どういってお答えが頂けるかわかりませんが、当って、いいお答えがいただけるというような状況になれば、当然今ご指摘いただいている北側にある里道町道についても、用途廃止をしてこちらに振替えるというような整理も出来ていく事になると思いますので、努力していきたい、このように思います。

小野委員

152号線で未舗装のそこはないんですよ。ないと言ったらおかしいんか。これは152号線違うんですよ、今舗装できてなくて生活道路はね。だから、舗装できないの当然なんです。だから私が言ってるのはこれらの不都合が起きてる状態を根本的に解決するために、まずね、そのすぐ隣、整理番号1、隣の土地、舗装してます。その所有権を斑鳩町へ早く渡したいんですよ。ただ、その北側に走ってる里道町道、それとの交換なんですよ。その手続を追ってくれませんかという事言ってるんです。でないと、今、新築された方もその時の確認通知書で、確認通知書の時に、私はあこの事象タッチしてないんですけど、その土地の事でアドバイスしてたんです。だけど実際問題、確認通知書見たら、あれはああいう形でおろせるんだな、不思議だなと思ったんです。構図が里道だけど現場ないという事で通ってないんですよ。だけど建物当てやんといてくださいという事はお願いしてます。その部分についてはね、だから今出来てます。その時にどうしたらよろしいんですか、という事で色々相談受けた中で、国調が出来ればそれはまず直ります。だけど17年には里道が移譲されます。そしたら、町

との話になりますので、もう少し話が進んでいくと思いますという事で、待ってもらってるんです。だから、その事についてどうにかできないんですかね。

都市建設  
部長      ご指摘いただいている箇所について、今現在、里道町道となっている部分を今現在認定のない部分と振替えるという事になってきますと、里道町道部分の認定をその部分だけ廃止をして、普通財産にして、それから個人さんに渡していくという形になってくると思います。そうすれば、今現在認定をしてる北側の部分が途切れるというような状況になってきますんで、やはり全体が通るような形でまず当るべきかなと、このように思うんですけども。

小野委員      あのね、私はこの南側の舗装してる道路、私道ね、その人は以前から寄付しますと言うておられるんですよ。けどね、その人がもしもの事があつたらですよ、その相続人が、そんなもん寄付できるかと言われたら、ここ遮断されたらどうするんですか。だから話をしてるんです、前々から。今、この方は理由が分かってるから寄付しましょ、渡しましょという事を言うておられるんです。元々の北側の土地の所有者なんです。だから、奥まで使うという事で、皆が了解してやってきた経緯があるんです。だから当然これは町へ渡すもんだという事で、その方もしもの事があつてですよ、相続人が知らない。私の土地がある、もちろん非課税ですよ、けど阿波2丁目とかあの辺りでもあつた、道路の部分について、それをどうする、こうするになった時にどうしても所有権来ないんです。きちっとした152号線を整理して、今の形にしようとした場合にね、出来る部分だけでも所有権を町の方へ持ってきといたらどうですかと言うてるんです。

都市建設  
部長      まず、寄付をいただくという事については、町有部分として管理をしていくという事には可能と思います。ただ、同時期に里道部分を当該者に渡していくという事になると先ほど言いましたように、一旦用



途廃止していかないかんという状況になりますんで、その辺全体の整理をうまく目途がついて、用途廃止、今の里道町道部分を用途廃止して、全体を用途廃止して隣接者さんの方へ渡すという事は可能かなと思うんですけども、部分的という事については、部分的に渡す、町道認定をそこで廃止しますから、通らないというような状況になります。現実、そういう状況にあるという事は承知いたしておりますけども。

小野委員　だからですよ、今、部長も言うてるでしょ。現実通ってないんですよ、町道に。家も建ってるんですよ、もう一箇所では。通ってないんですよ、だからそれを早く整理しなさいと言うてるんです。それを、私はね、これ町会議員よしてもろてから話してるんですよ、ずっと。平成3年からしてるんですよ、このもっと東側の件と。その都度、地権者が同意してくれませんという事で引き下がってますけどね、今回ね、これだけのここ今、町道186号線、これも10年以上かかってやっと町道となったんですよ。なんでこのまま続けていかないんですか。これはきちっと業平道という由緒ある道やいう事で色々説明してるでしょ。それらの整理が続けてやってももらえないんですかという事を今、この議案の時に言ってるんです、全然やる気ないんですか。

都市建設  
部長　先ほどお答えさせてもらいましたように、その里道町道の南側にある個人地となっております道路について、以前にも話をさせてもらった経緯がありますと、改めてこの道路としての整理をする為にお話をさせていただくと、そういう努力をさせていただきたいという事でお答えさしてもらってますんで、何もやらないというお答えをしたわけでもなんでもない。

小野委員　あのね、部長の先ほどの答弁でしたらね、この先の方の話を前からしてる。だけど今、うまいこといかない、という事だから、今、私が提案してる部分についてはやはりなかなか難しいという話をされたん

です、今のこの委員会。難しい、やっていかれないという事でしょ。  
やるんですか、やるように今、答弁してくれたんですか、どちらなん  
ですか。

都市建設 先ほど言いましたように、個人地となっている部分全体について、  
部長 お話をさせてもらって、部分的に、その個人地の部分の東側の部分で  
しか話はさしてもらってません。西側についてはご寄付をいただくとい  
う申入れをしていただいているという事でありますけれども、その  
東側と西側の全体、北側へ里道町道として迂回してる部分、全体を捉  
えた中でその方向性を見極めて全体を152号線の認定を廃止して、  
南側へもっていけるような見込みをたてながらですね、整理をさせて  
もらえたらと、こうお答えをさせてもらったわけです。

小野委員 西側っていうのがどこなんかちょっと分からないんですけどね、西  
側で話されたという経緯があるんですか、絶対ないですよ。

都市建設 西側と言ってません、東側。東側では交渉させてもらいました。  
部長

小野委員 テープ聞いてくれたらいい。西側の方でそしたら話を今、してほし  
いという事で言った場合に、東側がそういう形だからそしたらまだ出  
来ない、難しいんだという答弁。そしたら西側の方でできる範囲で今、  
もしその方が亡くなった場合どうするんやという事を私は言うてるん  
です。それほっとくんですか、そのままね。出来るところからやってい  
くのが道路のあれ違うんですか。全部そのね、ここが出来ないからこ  
の路線できないという事でずっと遅れてるんです、後の方で私は話し  
ようと思ってる事あるんです。いつもそうなんです、出来るところやれ  
ばいいのに、それがここがダメだからしませんという事で路線、全然  
出来てないんです。150号線も町長行ってきてはるけども、その  
事ですやん。出来るところやっていったら進んでいくんですよ、しない  
んですよ。だからあえて今回ここまで出てきてるから、東側について

は、私も本人からもその息子からも聞いてます、話は。これらについても、私はやり方がおかしかったと思ってますねんで、はっきり言って。何回かそうして話が出来るときのチャンスを逃してるんですよ、はっきり言って、その時その時の担当の人が。その理由としてはいろんな事を言うてます。いろんなこと、例えば里道町道に面した人が不用ならはりますとか、その時その時の何か説明をしておられるんですが、実際問題としてここへ、これ私道ですよ、がたがたなんですよ、今、浦野委員が言うてたんもこの路線の先の事を言うておられると思うんですよ。がたがたなってるんです。水道も入ってるし、みんな生活道路通ってます。だから、ここがダメだからこうですとか、なぜちょっとずつでもやっていこうとしないんですか。今のこの186号線も認定出して来られた分、そういう事があって初めて今やって、出してこられる、所有権をちゃんとわって、やろうと。全然やる気ないんです。そしたら、この前の封鎖されてたらね、この南側の、職員も居ますやんか、この団地中に。みんな遮断できるんですよ、所有権がその方ですよ。それでそのミニ開発のこれも、その道路を使ってやってるんです。その人はいつでもいいから出すと言うてはる、出したい言うてはる。ただし条件があるんです、その北側の里道と交換していただかなければ、自分とことしては困るんだと。それで17年にこちらへ移譲なってるんだから、この間だけでもやったらどうですかと提案してる。どうなんですか。助役さんもうちょっと話聞かれて、やる気ないのかどうかだけ聞かせてください。

助 役

小野委員がこの152号線についての町の取り組みについてのご指摘をいただきました。この路線は今、未舗装の部分についてはね、これまで多くの方がお願いした経緯があります。議会議員の、お亡くなりになった宮崎さん、中永さんそして里川さん、この方達はみな地権者の同級生です。それに私も親戚の端としてお願いした経緯がありますが、なかなか聞いてくれなかったのがございます。東側の水路については承諾していただいたという事もございます。そういう事で今の

状態になっておるわけですが、やはり我々としても引続きですね、ストップしない状態をお願いしに行くという事が、町が取り組む職務やと思います。今、いわゆる西側の舗装をしてるところの、ご指摘がございました。北側には業平道という里道があります。その当時、この里道を広げるか、今の現在のところを道を広げるかの状況がございました。その時にきちっとした形で処理をしておけば問題が起こらなかったんです。そのままなあなあでおいといたという経緯があります。そういう事も含めて、今、この南側の道路の部分の部分を寄付して頂く、そのかわり条件として業平道を、いわゆる交換してほしいという事やと思うんです。一応我々としても、私も今そういう部分は処理をできるならばしとくべきだったと思います。できるものはやはりやっておかなければね、一部出来ないから全てを実施しないでほっておくとなれば、これは道路行政成り立たない、やっぱりその中のいろんな条件もあります。そういう事もやっぱり十分解決しながら町がやれるところからやっていく。この152号線についてもですね、6月1日に町長並びに建設課長が行っていただいた。今のところ良い返事をいただけてないんですけど、そういう事によって、やはり所有者の方々に理解していただく、根気強く、やはり進めていくことを考えております。本件についても、建設課の方で、できるところからやっていこうという認識に立ち、地権者等の条件を聞きながら町の取り組みを評価して頂く努力をして参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

小野委員　　私はね、今の助役さんの事が、それでいいんだと思います。部長の話だと先がダメだからやらないという、今、186号線認定出しておられる。これも同じ業平道の一つなんです。これが出来なかったんですよ、今までね。なぜか言うたら、個人地があるという事で認定してこなかった、それであんな形。今、これがやっと出来たんです、そしたらこちらから西側から次の道路、これは待っておられるんですよ。その当時はここだけ直してもどうにもならないという事でね、今の1

86号線が同じように認定されてなかったらダメだという事でね。だから、今こうして認定出されて、課長が舗装の方もこれからやっていくという事になったら、次の方も手続き的に追ってきて、そして今一番困難と言ったらあれですが、所有者の方が首を縦に振ってもらってない場所、あとここだけです。だから集中的にそこへ道路行政を進めていく、それが本来の形だと私は思います。だから是非とももう早い時期にこの部分について調査して、直していってほしい、実態にあったような町道の形に直してほしい。以前からも町道認定については度々話してます。町道番号打てやというような、そんな乱暴な話もした。それはこういう事があるから言うてるんです。順序追ってやっぱりやっていってこそ、現実にあったものになる、そういう事だという事で再度申し入れときます。

委員長 他にございませんでしょうか。中川委員。

中川委員 先ほどの浦野委員さんの件と私は逆でね、やはり新設の道路は行政が作る道路、また開発される業者の寄付を受ける道路、これはもう4メートル以下の道路はあり得る事はないと思うんでね、やっぱり現況の既存の道路で今の議案の186号線のように、私道であって住民さんの方で整備ができない、舗装ができない。やはり高齢者が多くなる中でこういう道路、危ない道路として町で面倒かけますけど、町道に認定して頂いて整備をしていただくという事を、私はお願いをしておきたいと思います。13年の6月議会で行き止まり、公道から公道、4メートル以下は認定しないという事を、考え方を改めて、やはり町で整備していこうやないかという事で、考え直していただいたんで、その点をよろしくお願いをしておきたいと思います。

助 役 この件なんですがね、平成9年12月議会に、住民のためにいわゆる町道認定の考え方、これは現在幅員4メートル未満の道路についても、町道認定をしていくのであれば、地方交付税の対象になるという

事からしていくべきという事を、委員会において確認をさしていただいているわけです。それと同時にやはり町としては4メートル未満の道路で、一般通行に供する道路又は生活道路として重要な路線については、これは道路底地さえ整理できれば、また区域を明確に出来れば認定をしていくという事の確認をしていただいております。これは、小野委員も良くご存知やと思う、これは平成10年12月、小野議員からの質問でございましたし、そういう事で今までも我々はやっぱり4メートル未満の道路も重要な生活道路として不特定多数がどんどん通っている道路、これは底地さえ整理すれば、認定していきましようという事をこの確認事項に基づいて進めているという状況でございますから、それから後は、私の記憶では変わってないの違うかなど。そういう事でご理解いただきたいと思います。

小野委員　　またもう一度ちょっと話させてもらいますけどね、今、私の名前も出ました。町道認定して住民のために何とかやってもらいたいという事、吉川委員がずっとやっていただいて、その中でね、名前出してあれやけど今の部長がね、4メートル以下の道路がどうのこうの、建物建てる時が4メートル以上なかったらダメやから認定してもダメだとかね、そういういろんな激論を交わしたんです。最終的に今助役さんが言ったように、交付税の対象になるやろと、そしたら、確かに認定したら町に負担かかるという事で、それもある程度、生活道路舗装してみんな通ってもらおと。建築確認の4メートルという事については、セットバックという方法もあるだろうと、そういう事を積み重ねていって、今助役さんが言うてもろたように、底地がきちっとできたら4メートル未満でも認定すべきという事を委員会からとしても申入れをやって、その確認が出来てる。それと行き止まりの道についても、やはり位置指定道路とか権利がはっきりすれば認定していこうと、こういうところは自治体では少ないんですよ、住民のために私らは言うて、それを確認した。だから、浦野委員がおっしゃってる出来るだけ4メートルにしてももらいたいというのと逆の事で頼んだわけなんです。中

川委員がおっしゃるように、住民のために3メートルであっても認定していこうという事を出してもらってますので、その点は変わらないと、確認してますからね。それでよろしいですね。

委員長 他にございませんでしょうか。吉川委員。

吉川委員 認定については、私は先ほど確認させてもらったんで、結構なんですけども、いつもお願いしてます、後の管理ですね。せっかく4メートル、10何メートルや言うて町道認定しても、広い道路に個人の物を置かれるとか、それから物をはみ出しというのか、ありますね。そんなんについては私は前々から、もう何十年なるか分からない。場所も指摘しでんな、家まで指摘して私は言うてるわけなんです。これはみんなの財産ですよ。それが町が管理せんとでんな、どないなりまんの。里道明示したってあっても、完全に自分とこの植木が、その里道に全部被さってる、極端に言うたら全部被さってるわけ。たまたま隣が畑やので、畑の所を通ってるような状態があるわけ。これについても、再三場所を指摘しでんな、お願いしてますけれども未だに、また神南としては神南自治会また地域の評議員さんも頑張ってもらってですね、お願いにはあがってますけれども、強いもん勝ちでは困ると思うんです。だから正直者がバカ見やんようにですね、私は言いたい人は言いたい放題、それを守ってくれりゃいいけど、守ってくれない。それでは困ると思うんです。それをやっぱりきちっとさすのは、私は町行政の仕事だと思う。是非とも私はこうして町道認定していただいて、やはりこれから何かあった場合でも町でちゃんと管理していただけるんやから、あべこべにまた地域に町道認定なところはみんなですべてやっぱり守るように、私はもっと指導すべきであって、広報にはみ出しもんは何やとなんぼ書いてもらってもあきまへんわ。今までかて何べんも書いてもろてまんが。効果ありまつか。やっぱり行ってお願いし、ここは公有の財産ですよと、これはみんなのものですよという事を説明申し上げですね、もう少し真剣に私は取り組んでもらいたい。

それを強く私は要望を申し上げておきたい。この認定については、私はこれでも結構ですので、今後の管理については、是非とも私は考えてもらいたい、再度お願いを申し上げます。

委員長 答弁どうですか。

吉川委員 結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって認定第3号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、(4)陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(5)陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)の2議案につきましては、同じ神南4丁目のマンション建設に対する陳情書であり、2議案を一括議題として進めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。陳情第1号、陳情第2号については、一括議題と致します。



まず、陳情書について事務局から朗読してください。

事務局長

( 陳情書朗読 )

委員長

本件については、町側にも同様の要望書が提出されているとお聞きしていますが、開発許可申請にあたる町への事前協議の状況などの現時点での状況等、内容について理事者より説明を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、(4) 陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(5) 陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)について説明させていただきます。それでは計画の概要と経緯についてでございます。

まず、計画の概要でございますが、当マンションの計画でございますが、奈良県内の株式会社大栄不動産及び近畿中央ビルドという2社の連名で事業を行っておるものでございます。計画は、国道25号をはさみまして、県立三室病院の向い側の土地になるわけなんです、斑鳩町神南4丁目359番1他7筆及び一部、三郷町三室1丁目483の2の1筆、合計8筆の土地において計画されているものでございまして、分譲タイプの共同住宅148戸建設するとなっております。計画地の開発の面積でございますが、8,459.88平方メートル、建築面積につきましては3,891.91平方メートル、床面積は15,611.91平方メートル、建物の最高の高さにつきましては14.95メートル、地上5階、地下1階の計画になってございます。当計画地の土地利用規制についてでございますが、まず、この当該地につきましては、斑鳩町内につきましては、第1種中高層住居専用地域となっております。三郷町の部分につきましては第1種住居地域となっております。いずれも建ぺい率の上限が60パーセント、容積率の上限が200パーセントとなっております。またこの地域におきましては、15メートルの高度地区に指定されておりますこと

から、建物の高さは15メートル以下に制限をされております。その  
うえ、当該地区は宅地造成工事規制区域に指定されておりますことか  
ら、本計画に際しまして、一定の造成工事が伴いますことから、開発  
許可申請と合わせまして宅地造成工事許可申請が必要となってござい  
ます。

次にこれまでの経緯についてご説明申し上げます。本計画に関しまし  
ては、今年、3月3日に斑鳩町開発指導要綱に基づきます事前協議の  
申出がございました。現在、庁内の関係各課との協議を含めまして、  
手続きに関する審査を行っているところでございます。また、地元説  
明会に関しまして、これまで、本年2月の初旬から4月末にかけて  
、笠町自治会を対象としたものが1回、神南自治会を対象としたも  
のが1回、紅葉ヶ丘自治会を対象とされたものが4回開催されてい  
るところでございます。ところがこの中で、3月27日には紅葉ヶ丘自  
治会から、また更には5月31日には笠町自治会から町長宛にござ  
いますが、当陳情書と同内容の要望書も提出されておまして、住民  
の皆様との合意形成が十分に図られていないという状況でありますこ  
とから、町といたしましても、開発事業者に対しまして、地元自治会  
の皆様方と誠意を持って十分協議を行うようにと、引き続き指導を行  
っているところでございます。こうした中、5月以降には開発事業者  
から町へ地元協議に関する報告はなされていないというのが現状でござ  
います。

以上が、陳情第1号及び陳情第2号につきましての計画概要と経緯  
の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

ここで休憩をとりたいと思います。35分まで休憩いたします。

( 午前10時23分 休憩 )

( 午前10時35分 再開 )

委員長

再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員

理事者の方から当計画、マンション計画の概略について、説明があったわけなんですけども、ちょっと2、3確認したいと思います。当地は都市計画法用途区域では第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%の容積率20%という事で、三郷町内は一部第一種住居地域という事で建ぺい、容積率は同じと、高さは15メートル構造地区の規制がある。また宅地造成と規制法の区域であるというところまで説明受けたわけなんですけれども、日影規制それと建物に対する車線制限ですね、道路車線、隣地車線、それと北側車線というのがあると思うんですがその確認と、そういった法的な規制を全部クリアされた図面で計画図面が提出されてるのかどうか、その点ちょっと確認したいと思います。

都市整備  
課長

今ご質問いただきました用途等の規制の関係でございます。用途の規制につきましては、町の都市計画の方で定めておりますので、町の方で審査をいたします事項にあたります。それと、日影規制、車線規制等につきましては基本的には建築基準の件でございます。建築確認申請の中で審査されていく事項であると思います。その中でお答えさせていただきます。まず、日影規制でございますが、日影規制につきましては、建築基準法の中で今回の計画、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域におきましては、高さ10メートルを超える建築物に対しまして規制がございます。計画区域から5メートルあるいは10メートルのラインにおきまして、10時間以上または2.5時間以上といった、そういう以上の影を落としてはだめといった規制がございます。この件につきましては、資料を提出させまして確認をさせていただいておりますが、規制値内に納まっているといった状況になってございます。また高さ規制についても15メートルの高度でございますが、14.95メートルという事でクリアをしているというところになってございます。

車線規制でございます。車線規制におきましては、まず北側の車線でございます。これは北側の隣接境界で10メートル立ち上がりまして、それから1:1.25の勾配の線がございます。これが北側車線の規制のラインになってございまして、それは満足しております。また道路車線につきましても道路対側から1:1.25の勾配の線になってございましてこれにつきましてもクリアしております。また隣地の車線でございますが、立ち上がりが20メートル、それからその点から1:1.2の勾配となっております。各それぞれこの規制を満足しているものという事で確認をさせていただいております。

浦野委員

分かりました。あと、斑鳩町開発指導要綱がありましてですね、こういった500平方メートルを超える開発あるいは中高層建築物に関する開発指導という事で業者に対して斑鳩町が指導する立場にあるという事で、要綱があると思うんですけども、その総則第1章を見ますと、住民の生活、環境を守り良好な都市環境の形成、秩序ある町づくりの実現に寄与すること、が目的であるという事で指導要綱の目的が書いてあります。また、第2章では事前協議及び計画の公開という事で、第5条なんですけども、計画公開の原則という事で、開発行為は地域における現在の環境及び将来の町づくりに対して影響を及ぼす事に鑑み、あらかじめ地域住民に公開されたものでなければならない。それと第6条では、住民説明会及び利害関係者との協議という事で、開発業者は地域住民に対し、説明会等を開催し、その意見を聞かなければならない。また、周辺利害関係者及び地元自治会等と誠意をもって協議し、必要な事項について合意形成を図るものとするという事で、言葉でこのように条文が記されているんですけども、先ほど局長の方に読んでいただきました笠町自治会からの陳情書の1ページ目の一番後ろの方でしたかね、当自治会からの再三にわたる住民説明の要求にもかかわらずいまだ返答は無く、その間に元請け業者が手を退き、技術者出席による確たる住民説明もないまま現在に至っておると、いう事で書かれております。開発指導要綱では、先ほど読み上げまし

たように周辺住民あるいは自治会等と誠意をもって合意形成を図ると  
いう事で書かれているにも関わらず、この陳情書を読む限りでは合意形  
成が図られていないと思われるわけなんです、そこで理事者側にお尋ね  
したいんですけども、この開発指導要綱もちろん業者にもお渡しして  
いただいて、内容をご理解していただいているものと思っているわけな  
んですけど、当地元自治会等では十分な説明がない、また合意形成が  
されておられませんという事となっております。この協議についての今  
までの経緯と言いますか、何時いかにこのような協議されたのかにつ  
いて、分かる範囲で結構ですのでお答え願いたいと思います。

都市整備課長 今おっしゃっていただきました、何時いかにという協議が、この開  
発指導要綱に基づいて住民の皆様方とされているかというご質問で  
ございます。まず説明会というところなんですけれども、平成18年にな  
ってからでございます。2月4日に笠町自治会を対象に説明会がな  
されてございます。2月10日には神南自治会を対象に説明会がな  
されております。紅葉ヶ丘自治会を対象にした説明会につきましては、  
2月19日、2月26日、3月19日、4月30日と以上4回、計6  
回行われているというような現状でございます。

浦野委員 今、日付とどこでされたかというのを聞きましたですけど、その内  
容ですね、協議された内容についての概略は分かりませんか。

都市整備課長 内容でございますが、これは具体の図面を示された中で、事業の計  
画の概要の説明をされているという事で認識をしております。

浦野委員 計画図面を示されて事業の概略を説明されたという事で今、お答え  
いただきましたですけども、笠町、神南は一回限り、紅葉ヶ丘はこの  
計画に接する所という事で4回されたという事だと思っておりますけど  
も、行政側として住民との協議はされてるなという事はこれで分かる  
んですけども、協議言いますのは、両者がお互いの立場でお互いの意

見を言い合って合意形成を図っていくのが協議だと思うんですけども、それには至っていると行政の方は思われておりますか、その点はどうでしょうか。

都市整備課長 各自治会におきまして、それぞれの状況は違いはありますが、笠町及び紅葉ヶ丘自治会におきましては、終結したという認識はいたしておりません。

浦野委員 結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。吉川委員。

吉川委員 まずですね、この建築に関する諸法規についてですね、町とか県の方で問題はないのかですね、まず一点。それから、この地域へ生活環境、景観を守る協約書を63年3月31日でですね、それから平成10年1月31日という事で三室地区自治会長、紅葉ヶ丘自治会長で結んでおられるわけなんですけど、この協約書に対する法的な根拠はどこにあるのか、規制はあるのかどうか、教えてもらいたい。この笠町自治会についてはですね、その範囲に対象とする区域内に含まれておりますところ書いてあるわけですね。笠町もそうなんですけれども、神南は特にここにお墓がございますんで、墓の管理は全部神南自治会がやっております。それに対しては何の話し合いもございませんしですね、たまたま幸か不幸か東側の法面、また今現在、マンションが建つという所はここは相続管財人、弁護士が管理しておられます。それから東側についてはですね、破産管財人が持つておられる。まず破産管財人の方の日本ハウジングがやられた法については、前々から危険だという事で再三、私もそのナカノ社長よく知っておりますんで、木が大きくなって石垣がちょっと崩れてきてもあんじょうしてくれという申入れをしですね、渋々でもやっていただいていたんですけども、不幸に倒産なった。わし裁判所行ってその管財人の名前まで、名刺家にあり

ますけれども行ってきました。また神南自治会としても紅葉ヶ丘の方からその斜面の管理をしてくれ、という事なんですけれども、これは神南のものでも何でもないわけです。個人のものなんです、これはどうも出来ないという事で、私を含めまして役員、弁護士とも相談にありました。これは神南の持ち物でないので、それはもう神南には責任ありませんという事なんです。しかし危険ですんで、管財人にはこういう状態やのに何とかいい方法あったらお願いしたいというお願いはしておるんです。現在今、ここへ陳情に出しております4丁目なんですけれども、この図面もらったわけなんですけれども、資料1の図面のここに稲葉と神南4丁目って書いてますね、これ。これ間違えてまんな、これ。これ稲葉って書いてある所は神南の墓地ですわ、これ。それから神南4丁目と書いてあるのは稲葉西2丁目になるんですか、2丁目の9になると思うんですけれども、私たちもあの斜面を切り取られて造成をされた。その事については私たちも、神南自治会としても懸念をし、色々業者にもお願いし、ずらんようにですね、連続的に雨降ってなにしたら、ああいう事件起こっておりますんでですね、上には墓ですんで、生活する家はありませんけれどもですね、やはりあのままでは困るという事も申入れしておるわけなんです。また紅葉ヶ丘の自治会長宛にも文書で、うちの自治会長からこうでありますという回答を申し上げて、やっぱり今の間に善処しとかはる方がよろしいですやろ、神南はこういう方法でやりました、という事もお伝えしておるわけなんです。そこで聞きたいのはですね、この生活環境と景観を守る協約書、これは共同住宅の予定地に入っているようにこれでは見受けられますねけれども、私はこの話については全然、ずっと自治会長もやっておりましてし、自治会の顧問もしておりますんで、自治会の事はたいがい知ってるつもりです。しかし、未だにその事について両自治会からそういう話があった記憶はございません。それで出されてきたものについては、いや、こうだとおっしゃってもですね、この囲む、生活環境と景観を守る協約書、先ほど法的な根拠お願いしてますけれども、囲む周辺地域といたしますと書いてあるわけであんな。こん

なん書かれて、これ実際にね、その時に皆、神南にも話し合いし、またこういうものを結びましたよという事を話し合いされたらいいけども、これはこの地域だけで、えらい言葉悪いか分かりませんが、勝手にやっってはるわけです。それをまた次の隣の自治会までね、私たちがあの木を守るのに、私裁判所へ4回行ってまんねん。今現在、マンションが建つところ、神南の墓へ木がかかってきたるわけ。そら何とか吉川さん考えとくなはれという事で裁判所へ行ったら、先ほど申し上げた管財人が管理してるからそこへ行きなされ、という事を教えていただいたんで、そこへ行ってですね、何とかしてほしい。管財人はよく分かりました、一回私だけではいかないので裁判所と話いたします。お金も裁判所が出すらしいですから、それで切ってもらった経緯もあります。私は私なりに、神南は神南なりにやはりその事についてはですね、色々苦慮してるわけなんです。先ほど申し上げた北側の斜面についてもですね、見てもろたらほんまに怖いような状態です。今、すぐにこういう陳情書出てきてもですね、私は県なりまた町がこの生活環境を守る協約書、それからまたこれに対する法的な問題点、それから事業主がどうも曖昧なようになってると思うんですが、やっぱり事業主くらいはきっちり調べて、もし地元から言われた場合には事業主に、こういう話があるんだという事をやっぱり伝えられるように、私はすべきだと思うんですけども、先ほど大栄とかおっしゃってましたけども、連絡先が分かりにくいようにおっしゃってますので、是非ともこの事業主との話し合いについてもですね、私は何も地元、あんたら行って来なはれ、話して来なはれというんじゃないにですね、やっぱり町も入り一緒になって私は考えるべきだと思うんですけど、議会へこれ出されたよってにって、わしはつきり申し上げてでんな、法的な何全然、今のところ私聞ってる範囲では何もないわけですわ。そしてまだこれ、わたし初めて63年3月31日に三室と紅葉ヶ丘と交わしておられる何初めて見てでんな、びっくりしてるわけなんです。ほんで、方や全然知らん自治会までそこ入ってまんねんと言われてもね、そなん、はい、そうですかとは言えませんが、これ。わしは



この初め持っておられた高田さんの所へは何べんも行きでんな、えらい議論までして帰って来た事もあるわけです。私はそれは三室病院の前の国道を拡幅するために私は一生懸命に、自分ながらに努力をしてたわけなんです。そういう経緯があって、今これを出されたとしてもですね、実際に法的な根拠、先に申し上げた事についてですね、どういう見解を持っておられるのかでんな、これ1から8まである、続きでまた1、2とあるわけです。1区画1住宅を原則としますと書いてある。敷地利用に関しては排気ガス等住環境を悪化させる利用はいたしませんと書いてある。特にこの5に書いてあるですね、この地域の住環境を破壊する国道25号線バイパス（斑鳩中央線）計画には反対しますと書いてある。これは私42年4月に当選させてもらって、8月に建設大臣の認可をもらった斑鳩中央線なんです。私もPTAの会長させてもらった時に、あこの地域から来ておられますんで説明をされたという事で行きました。私はその一つ反対するんやなしにですね、いや、もう、吉川さん神南の向こうにもう一つ計画あるから向こう持って行かしたらよろしいやんと、こう言わはるわけ。私もちょっと憤慨したわけなんですけどね、やっぱりみんなで斑鳩町をよくすると言うのなら、やっぱり斑鳩町の皆で考え、やっぱり痛みもみんな分けおうてでんな、やっていかんと、うちのどこは何もかもいらんねん、焼却場であっても何もいりまへんねん、しかし道はつけよ、つけよと言わはるわけ、その道つけよ思ったらまた反対しはるわけ。こんなんでは、私ははっきり申し上げてどこを根拠に斑鳩町を愛しておられるのかね、私ははっきり申し上げて分かりまへんわ。えらい長くなりましたけども、とりあえず申し上げた3点について、町の見解分かっている範囲でお答え願いたいと思います。

都市整備  
課長

まず一点目でございます。町と県においてこの計画に問題ないのかといったご質問を頂いております。現在、町におきましても県におきましても、この計画につきましては、私どもでは開発指導要綱に基づく審査、県につきましてはまだ事前でございますが、種々建築基準法

に基づく協議等をなされているという事で、県の方の協議を聞いておりますが、今後、現状ではですね、地元の皆様方との合意形成が図られてないといったところの問題以外のところは問題ないものと認識しております。今後、そういった住民の皆様と十分に協議がなされていてですね、問題の解消が図られることが事前協議の進捗前提になってこようかという風に認識しております。

その次の二点目でございます。三室自治会、紅葉ヶ丘自治会、両自治会におかれまして結ばれております「生活環境と景観を守る協約書」という、この協約書に法的な根拠があるのか、というご質問であったかと思えます。この協約書につきましては、両自治会の方で良好な景観を形成するという事で皆様方合意されておりますので、そういった環境を守っていくという一助になっているものという風には認識しておりますけれども、町が行政指導を行っていく上で法的な根拠となるものではなく、建築規制に至るまでの法的拘束力というものは無いものという風に考えております。

それから三点目、両自治会で協約を結ばれて、その周囲、神南におきましても笠町におきましてもこの協定の範囲内であるといった指導をされているというところの問題であると思えますが、この件につきましては、両自治会の範囲内で先ほど申しましたように住環境を守るという事で有効な一つのものにはなっておるという風には考えておりますが、それ以外の自治会、あるいは区域におかれましては、今回の計画のように周辺の皆様方と事業者と協議をする中で地元の方からこういったものがあるといった事でお話をいただくのは結構かと思えますが、区域的には両自治会の範囲内であるという風に認識をしております。

吉川委員 図面はどうですか。

都市整備課長 図面の中で神南4丁目、稲葉といった表示になっているという事でございますが、この件につきましては委員おっしゃっていただきますよ

うに、住居表示とは食い違いがございます。今後、これは開発業者の  
図面でございますが、事前協議の中でこの辺の訂正、間違いを訂正し  
ていきたいという風に思っております。

吉川委員 三点目に答えてもらった周囲の地域としますという事については、  
これ、10年1月31日に両自治会から町へ出されてるのか、ただ、  
自治会だけでこれを申し合わせてしておられるのか、そこらはどうで  
すか。

都市整備 この協約書が結ばれた後、私ども、当時、都市計画課でしたですか  
課長 ね、町の方に色々建築等、協議がなされる中で、こういった自治会で  
協約を結んでいるという事について周知をしていただきたいという申  
入れもございました事から、この両自治会の範囲内において計画を相  
談に来られた時にはこの協約書の写しをお渡しして、協議をされるよ  
う指導を行っております。それ以外の所については特に配布あるいは  
周知といった指導はしておりません、というのが現状でございます。

吉川委員 この7にね、この契約の対象とする区域は紅葉ヶ丘自治会、三室地  
区自治会及び両自治会に囲む周囲地域としますと書いてあるわけや  
ね。せやから神南も接続してるから実際言うたら神南も入ってるわけ、  
この文書でいくとね。そこらの指導をね、ただこれ言うて来はったか  
ら、これ読んでと言うのじゃなしに、もう少しやっぱり町もちゃんと  
した検討をしてね、それでやっぱりこれがいきに行くようにですね、  
私は指導すべきやと思うんです。私も読むの初めてでんが、これ。6  
3年3月31日に何してはりますねん、出たんのは10年1月31日  
という事で両自治会長名義で出てますねけどね。だから方法について  
は、私は大いに賛成してもらい、また町も率先して一緒にのるとい  
うのか協力し合って良くしていこうと、それはもう大いに結構だと思う  
んですけれどもね、しかし他人の所までやってですね、先ほど5で申  
し上げた25号バイパスについてですな、はっきり反対しますと書い

てまんねん、これに。それは町認めてまんのか。

都市整備  
課長 今ご質問いただいておりますこの協約書の中身を町が認めておるのかどうかといったご質問やと思います。これはあくまで自主協約でございます。それで町といたしましても、この中の皆様方の理念と言いますか、そういうものにつきましては、両自治会の区域内におかれて皆様方署名もされてですね、自主的に協約をされているわけですから、それは尊重すべきだという風に思っておりますが、各この項目一個一個ですね、町が判断するものでもないと認識しております。

吉川委員 そしたらこの7、また7に戻りますけどね、7読んで町がね、一応紅葉ヶ丘、三室はそれはもう署名されて皆でいいという事でやられますんで、それはそれで私はとやかく言うあれと違うと思うんやけどもね、しかしその周囲と書いてあったらね、こんなここにちゃんと書いてまんがと言われた場合にね、全然知らん周囲はたまったもんやあらしまへんわな、これ。そこらの指導をね、なぜ町がやっぱり一項目ずつ、これはやっぱり周囲にも了解とつといてくださいよと、やっぱりちゃんとした指導をしていかんなあかんと思うんです。

都市整備  
課長 今、委員の方からおっしゃっていただいております事につきましてではありますが、この協約書、あくまで自主協約という事でございまして、町としても指導調整業務にあたりましては、この2自治会の範囲内において、皆様方が署名して同意をされてるという事でございまして、その範囲内においてはこういった事があるという指導もさせていただきますが、それ以外の囲む周辺地域をやっぱり本来含むという事でやっていきたいという事であれば、この両自治会の方から周囲の自治会にそういう申入れをしていただいて、協約の整理もされていくべきものではないかという風に思います。

吉川委員 その時に指導されたんかね。2番目に出てる事を読んでもですね、

ちゃんと協定の対象とする区域内に含まれておりますと、はっきり書いてはんねん。今、問題になってる土地、それから墓については実質上は神南自治会が管理してます。せやからこの当時はまだ神南自治会のもんやった。そこの地主に何の話し合いもせんといてね、こんなもん作るというのはもってのほかや。せやからそれは、えらいこの協定結んでおられる方には申し訳ないけれども、私が仮にこの協定の時に自治会長してても、ひょっとしたらその、そういう知識あるか分からへん。えらいこれは申し訳ないんやけどね。せやからそれはやっぱり私は町が指導すべきでね、これからもめんようにやっぱりこうしときなさいよという指導、きちっとすべきやと思う。だから、町道の町有地の登記とか色々私が申し上げるのは、そういう過去の何を残さんように、私はやっぱり解決していけるやつをできるだけ敏感にね、やっぱり解決しとくようにしていかなあかんと思う。私、自慢やないけど笠町の土地、100%と言っていい程みな私有地やってん、これ。そら今確かに町の協力は得てますが、得てるけども、その持ち主についてですな、一所懸命に探しに行きでっせ、そして解決していつてるわけ。未だに解決出来やん所ある。あるところなんかは、巻物が北海道から九州まである。その当時の管理にも担当してたから、弁護士と相談して何かいい方法ないんかと、一生残るんやと、特にそこの長男さんは、私は場所も見つけてですな、大阪のどこ行ってわしの判だけではあきまへんのか、その方行ってきてはるわけ。だから、やっぱりもう少し町が今後そういう問題が残らんようにね、私はやはり研究しまた調べてやってもらいたいなと思うんです、ちょっとこの何とは掛け離れたか分かりませんが。私はこの協約書についてこの周囲地域としますという事については、わしまだ神南の人に見せてませんけども、こんなん見せたら怒られまんが、こんなんはっきり言うて。仮に反対に神南、墓あるよってにやっぱり墓地は皆の祖先を祀るとこやからやっぱりキレイにしていこと、それは勝手にやっといてでっせ、周囲の同意とらんへんだら、どない言われますの。今現在、個人の土地のところ管理して何やってても言うて来はる位や。だからそれは皆

でやっぱり知恵を絞りまた時間も費やさんなんけど、やっぱり一つずつ解決していくという努力を私はすべきやと思うし、そのやっぱり先頭に立ってくれんのは担当の課やと思うんですよ。まだ後、他の方のあれもありますので、私はこれで終わります。

委員長 他にございませんでしょうか。小野委員。

小野委員 吉川委員、色々質問されて、私もその点疑問に思っておったんですが、その資料というのがしっかりした物がないので、出来たら委員長の方で協約書というのをあれでしたら、後でもよろしいですから配布していただきたいのがまず一点。それと、吉川委員の質問で課長の答弁、その事についてはしっかり分かりました。そして課長も町が行政指導を行う時にはこれは、「生活環境と景観を守る協約書」は法的根拠がないので、それは使えないという事もよろしいんですね、それをもって行政指導することはないという事で確認させてもらってよろしいですね。

都市整備課長 今、委員おっしゃっていただきましたように、行政指導という形ではございません。この協約書については、この2自治会の区域においてこういう事があるという事で一応お知らせいたします。以上の事でございます。

小野委員 分かってます。もちろん分かります。だからこの陳情に関しては、この人が言うておられる協約書でここに含まれてるとか、これは意味がないんだという事で、この業者とかに対してこの問題については、この協約書は法的根拠ありませんという事で、この現場内で協定を結んではる中では、そういう指導をするという事ですやろ、あえて言うてもらわんでも私分かってます。だから、それを確認してるだけですねん。だからこの陳情については、吉川委員がおっしゃってる通りで、こういう事はおかしいという事で私らが話させてもらってよろしいん

ですやろ。

都市整備課長　これがおかしいかどうかというのは、これはあくまでこの両自治会で自主的に自主協約としてされておるものですので・・

（「委員長、ちょっと。もうよろしいわ。」との声あり）

小野委員　なんでそういう答弁しか出来ないの。あのね、私らはこれ陳情受けて今議論してるんです。それで吉川委員はこの協約書について色々縷々質問されて課長が答えてくれてますねん。だから、私らもこの事についてこれを遵守する必要がないという事でよろしいんですかと確認してるんです、この物件については。他へ広げていっても関係ないんですよ、この協約書が良いものか悪いかじゃなくて、この物件に対してこの協約書が法的根拠があるかないかという事になったら、ないんでしょ。それだけのことでよろしいんですよ、何もそういう事だけがた言うてこなくても、私らかて判断してる。

それでね、先ほど図面の事で云々の話があったんですけどね、ちょっとこれ資料として出してもらってるこれ、どっからきたんか私分からないんです。全く素朴な質問なんです。この設計された、図面を書かれた日付が5年から6年、まちまちなんですね。それとかね、仮称で新築工事、タイトルがね、何か一つは仮称ですけども、ダンデリオン斑鳩の丘とか、また違う名前とかあるんですが、いっぺんに資料として提出してもらってるんですけど、これはどういう事でこの今の委員会に出てきてるんですか。理事者側にもこういう形で陳情されてるんだと思うんですけど、これ図面はこういうものなんですか。

事務局長　お手元に配布させていただいております資料1につきましては、陳情書に添付されておった資料、地元説明会で自治会さんがお受取になられた資料として陳情書と一緒に受け取っておりますので、それを委員長の方で全て出すようにというご指示がございましたので、提出さ

せていただいております。以上です。

小野委員 先ほど委員長の方から同じ陳情が理事者側にも上がってるという事ですので、私は当然今局長が、私たちの局長が言うてくれてるとおりだと思っておりますが、この書類、図面も理事者側にも陳情の時ついてないんですか。

都市整備課長 私どもの方に要望書としていただいております関係としてはこの図面は添付されていないという事で聞いております。

小野委員 それでね、そしたらこの陳情書、内容については同じようなものだったんですか。その上でね、お聞きしたいんですが、専門家として事前協議等色々話をされる中にはこの図面が出されてくる可能性もあると思っておりますが、この建物は何階建てが正しい認識なんですか、建築基準法上考えられた。この図面では9階の図面もあるんですよ。それとか、この陳情者もね、5階建ての、という事でマンション云々の話をされてる。また一方、陳情1の方ですかね、全体を1棟建てと見た開発である為各棟間の距離が狭く、危険だという事。これを事前協議で色々される時にこのマンションは何階建てと考えておるのか、ちょっと教えてください。

都市整備課長 これにつきましては、この図面が吉川委員もおっしゃっていただきましたように、9階という事を出されておるものがございますけれども、これはあくまで地上5階建てという風に認識されているものであるという事がございます。

小野委員 そしたらね、この紅葉ヶ丘が提出されている全体を1棟建てと見た開発である為各棟間の距離が狭く、という認識なんですが、これは当たっていないと考えてよろしいですかね。



都市整備  
課長

建築基準上、これは廊下で繋がりました1棟という事になっております。今、委員おっしゃっていただいております陳情書の中で、各棟の距離が狭くと、確かに廊下に繋がれた棟は変わってはおりますが、これは全体1棟という事になっております。この各棟の距離が狭く、というのは実態としてはそういう形に確かになっておりますので、住民の皆さんもそういうご理解をされているんだという風には思っております。

小野委員

住民の皆さん云々は結構です。事前協議また色々用途等の事について、それは大変重要な問題であるし、この住民の皆さんが1棟建てと見た開発であるという言葉をしておられるという事は、それで狭くて心配されてるはしご車とかがつかないんじゃないか、そのように陳情しておられるから私は素朴に聞いとるだけですので、これが1棟建てだから狭くなっているのか、それと私がもう一つ高さ制限について、1棟だったら9階建てという認識と5階建てが何棟かあるという、それとの整合性が図られないと思うんです。この開発自体が1棟建ての、という事だったら1棟しか建ってないという認識でこの話が進んでいく。それから、これ何棟ですかね、5階建て、建物の高さありますけど、5階建てのものも含めて何棟も建ってるという協議をするのと、私はうんと違ってくるんじゃないかな。素人ですからそのように思ってるんです。その点はどういう整合性を図ってこれを協議していかれるのかという事。それとちょっと復習したいんですが、まず町の方で用途等とか事前協議をクリアされて、それで県の方で建築確認、宅地造成の申請、それなんかを受けられて工事が進んでいくと、まず事前協議が最初という事で、事前協議の時にどういう建物であって、先ほどこから色々、浦野委員も聞いてたそれらをチェックされて、それらをクリアした段階で建築確認を申請される。そしてまた宅造の申請もされる、という事で順序追うて、一番最初は事前協議だと、その事前協議の中で吉川委員が質問された中でこの計画についての、現状では地元合意が図られていないという事を除いて、図面的にもこれは許可す

るのは県の方ですけど、開発指導要綱等に基づいてOKだというような返事されとるんですかね、今その段階でまだ県へ行ってない段階なんですか。それと、流れとしては着工するまでにはまだまだそういうものをクリアしていかなきゃならん、という事でよろしいですか。

都市整備  
課長

今、委員の方からご指摘いただきました、まず一点目の棟が複数あるという事で、これは1棟であるのと複数棟であるのと話が違うやないか、といった内容でございます。確かにそうなんですけれども、これが各A・B・Cの3つの棟があるんですけれども、これがそれぞれ廊下で繋がりました構造的に1棟の建築物であるという事で、建築の方とも協議済まされておりました、これらを1棟という事で、今後進めていくものであるという風に思っております。

二点目の事前協議から工事までの流れという事でございます。まず最初に町の開発、事前協議等行われるわけでございますけれども、最終的に許可権者と申しますのは、これはまず開発の許可それと宅地造成の規制法による許可、それと建物の建築確認といった手続きでございます。現状一番最初に事前協議をなされていくわけなんですけれども、これと並行いたしまして具体的に先ほど申しました1棟になるかどうかといった事も含めまして、県の方でも事前に調整を確認しながらしていくというところでございます、今後、あるいはまた先ほど消防の関係もございましたけれども、西和消防署との協議も並行して行われている状況でございます。その辺の状況を聞く中で、先ほど申しました地元の皆様との合意形成が図られてないといった以外の問題は、一応クリアされているのではないかという風に認識をしております、今後、住民の皆様方との協議が整いましたら、事前協議が終了しまして、そこから開発許可申請、これは宅地造成工事の申請と同時にありますが、これがなされていきまして、その後、今度建築確認といった形で、各法規制に基づきます手続がなされた上で工事に着工されるといった事で、やっぱりもうしばらく時間がかかるのではないかとこの風に認識しております。

小野委員 最後に同じような要望が上がってるという事で、町としてはどのように陳情者というんですか、笠町自治会と紅葉ヶ丘自治会にどのように返事されているんですか。

都市整備課長 町にいただいております要望書につきましても、これ書面で、文書において回答するよという事で頂いております。現状ではまだ文書による回答はしておりません。今後、ここでご審議いただいた事も含めまして、今後の対応、こういった形で文書で回答させていただくかといういつの時期で、回答させていただくかというのを検討していきたいという風に思っております。

小野委員 結構です。

委員長 中川委員。

中川委員 開発指導要綱の中で、近隣住民さんとの合意形成がなされていない状態で、県へ対する建築確認ですかね、それを進めるという事が可能なのか可能でないのか。住民さんとの合意形成が締結というのか、定まらなかったらこの建設は進むのか進まないのか教えてください。

都市整備課長 町の開発指導要綱でございます。この中で今、委員おっしゃっていただきました住民との合意形成を図るべく協議をなささいという事になってるんですが、これはあくまで法的に必須にはなってございませんので、これがなければ手続が進められないというものではございません。しかし、もちろん町といたしましては、こういう開発指導要綱をもって指導をしているわけですから十分に協議をなされていくように指導もし、その内容を見て、その如何によっては、場合によってはそういった事前協議が整わないといった事の中で、手続が進んでいく場合もない事はない。これは今後の状況を見ながらでないと、その時

点で判断をさせていただきたいという風に考えております。

中川委員 法的に拘束力がないというか、町としての指導要綱ではそういう合意形成を図りなさいという指導要綱ではありますが、それがなかっても進められるという事ですけど、やっぱり住民の思いをやはり行政としても業者に伝えていただけるように、努力をしていただきたいというお願いをしておきます。

委員長 小野委員。

小野委員 先ほどもう一点聞いておきたいのは、笠町自治会から提出された陳情書の中に、本年3月30日、最高裁は、地権者だけでなく近隣住民にも景観利益を認定する判決がなされました、という事でこの判決について、どのような認識ですかね、行政として。

都市整備課長 この判決でございますが、この事件は高さ14メートルのマンションが建設されて、その時点で法的に規制がない中でされてきたことの中で、この判決におきましては、景観利益を住民の方々が受けるという事については認めるという判断がなされておりますが、ただこの利益が違法に侵害されたという事については、侵害行為が法令や公序良俗に反したり権利の濫用に当るなど、社会的に認められた行為として正当性を欠く程度のものでなければならぬという事で、やはり法的なものは守っていないといった事においては、当然景観の利益を侵害をしたという事にあたろうという判決が出ております。という事でございますので、町といたしましても、この開発指導要綱の中で住民の皆様のご生活と環境を守って住みよい町づくりを目指すという事で指導を行っております。従いまして法的な規制の範囲内で行われているものにつきましては、それ以上の景観利益という事については、なかなか難しいものであるのではないかという風に考えております。

小野委員　　ちょっと私の認識不足だったらごめんなさいね。あれは法的にはクリアされて、それで建築されたんですね。それを訴訟されて景観上、最高裁はやはり住民に、近隣住民の人の景観利益を損なっていると、開発指導要綱なりそういう今までの規制に対してはクリアできた建物だったと私は認識してるんですが、違うんですか。

都市整備課長　　これにつきましては、建築当時には高さなどを規制する条例が、自治体が持ってなかったという事で、建築当時には自治体としてはそういう条例は持ってなかった。その後そういう法的なところが制定されてるという事で、現状では確かにおっしゃっておられるように、高さが高いんじゃないかという事でそういう事に対する住民の恩恵を受ける利益は認めるという事であったと認識しております。

小野委員　　何かね、今の課長の答弁やったらね、その時は条例というあれがなかった、今やったら条例違反のような感じですよ。条例違反がないんですよ。ましてね、なかった時の建物に対して今の条例でダメやと言うて、そんなもん常識ですやろ、行政マンやったら。それがかかっている違うんですよ、だから裁判やっとするんですよ、建築基準法とかその時の条例とか今の条例とかそんなんでは全部クリアしとるんですよ。ただ、景観上おかしいんじゃないかという事で訴訟が起きて、それを裁判所が認めたという結果だと私は認識しとるんです、じゃないんですかな。そしたらそれをね、そういう事が裁判所で最高裁で3月30日、この方も書いておられますけどね、こういう事ありますよと言うておられる。だから今のマンション計画が全てクリアされてあっても、その事についてはどう考えておられますかといって、これ聞いてきておられるんです。だから、こういう判決が下りるという事に対してどのようにお考えなのかちょっと聞かせてほしいと言うてるんです。でないと私らもこの陳情に対して、どうしよう、どうしようという形が決められないんじゃないかなという事がありますのでね、行政としてどのようにお考えですかという事で聞いてますので、あの建物は私も

しっかり見てませんので分かりませんからね、あれやけど、そういうものを全てクリアされてます。今回の場合でも先ほど中川委員がちょっと質問したけどね、その近隣の合意がもし図られなかったとしてもそれは法的な規制がない、だからそのまま進んでいく可能性があるんかという事を聞いておられて、それはそうであると、そういう具合にいくらされても、この物件、本年3月30日ですかね、なった時にはテレビでしか見てなかったけどね、私は当時、建築していく中では全てクリアしたと、まして今回今建てようとされてる建物が合意がもし仮に取れなかったも、建てていかれても法的に何ら問題ないという事ですからね、それらについてどうお考えなのかなという事で聞かせてもらいたかっただけですので、もう結構ですわ。何かあんねんやったら言うてくれはって結構です。

都市整備課長 今、委員おっしゃっていただきましたように、こういう判決を受けて町としてはどういう風に考えているかという事なんですけど、やはり法的に満足をされてるものとして、それ以上行政指導する権限はないという風に認識をしております。

委員長 他にございませんでしょうか。  
これをもって質疑を終結いたします。  
陳情書の取扱いについて、取りまとめをいたしますので、暫時休憩をいたします。

( 午前11時38分 休憩 )

( 午前11時57分 再開 )

委員長 再開いたします。  
今、別室の方で各委員さんから色々議論した結果におきまして、本件については現在のところ、建設にかかわる進捗状況で不明な部分も多々あり、本日直ちに結論を導き出す事については、もう少し慎重に

状況判断をする必要もあるのではないかと考えておりますので、当委員会として継続審議といたしたいと思いますが、皆さんご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

ここでお昼の1時まで休憩をいたします。

( 午前11時58分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

委員長

再開をいたします。

次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課  
長

それでは、継続審査であります公共下水道に関することについて、ご報告させていただきます。

まず、現在発注済みの公共下水道工事の進捗状況でございます。資料2-1をご覧くださいませでしょうか。

前回の事前委員会より新たに増えました路線について、ご報告させていただきます。今議会に契約の議案として上程いたしております議案第44号、議案第45号により説明をし、ご審議をお願いいたしました、第14工区-1工事、図中茶色路線、宮崎建設株式会社及び第24工区-1工事、図中黄色路線、株式会社二隆建設でございます。また、5月26日に入札を執行いたしました小吉田1丁目地内、第3工区-1工事、図中緑色路線でございますが、株式会社浅川組で、現在、工事着工前の家屋事前調査を進めているところで、平成19年1月31日の完了を目指し、作業が進められております。その他の路線

につきましては、前回の事前委員会から大きく進捗はいたしておらない状況でございます。

以上が、町公共下水道の進捗の状況でございます。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。資料2-2をご覧ください。6月9日現在の状況でございます。確認申請受付件数が927件であり、前回の報告より71件の増、平成18年度におきましては272件の受付をいたしております。以下、検査済み件数が769件、融資あっせん利用件数が13件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が8件という状況でございます。今後も、更に公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、公共下水道に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、了承をしたということで終わります。

次に、各課報告事項について、(1)町道101号線の交通安全対策について理事者の説明を求めます。 加藤建設課長。

建設課長 それでは、(1)町道101号線の交通安全対策について、ご説明申し上げます。資料の方、簡単な図面で申し訳ございませんけども、資料3として提出させていただいております。資料の方なんですけども、ピンク色に塗らせていただいている分が町道101号線、龍田の本通りの道路でございます。国道25号線の猫坂の交差部分から役場までの区間の道路でございます。それからご存知のように水色で塗らせていただいておりますのが国道25号線、あと黄色で薄く塗ら



せていただいておりますのは、町道101号線にかかわります道路でございます。この101号線につきましては、斑鳩小学校の通学路になっておりますことから、以前から児童生徒の通学時間帯の安全確保についての要望を頂いていること、また昨年12月議会の一般質問でも通行規制について検討するようにとのことでありましたことから、警察とも今日まで協議を行ってまいりました。その協議の中で広範囲にわたる地域住民の方々の同意が得られれば、という事から本年3月21日に町道101号線に直接係わる12の自治会長さんに寄っていただきまして、ご意見等を賜ったわけでございます。

その結果、この区間をスクールゾーンの指定を行い、時間規制する方向でさらに影響のある自治会長に協力を求めていますどうか、とのご意見を賜りました。これを受けて、本年5月10日にさらに影響があるであろう37の自治会長に集まっていただきまして、ご意見を伺いましたが、101号線を規制することによって他の路線に迂回する車輛が増加し、現状でも通過車輛が多いなか、さらに危険な状況になる。また他の路線の規制も併せて考えるべきなどの意見をいただきました。また、規制も必要かわからないが、本路線に入ってくる所に通学時間帯の車輛の進入をやめていただくような啓発看板を設置しては、というご意見もいただきました。こうしたことから、再度、他の路線の規制も併せて警察と協議を行いました。規制をかけても、十分な迂回することが出来る道路が他にあれば考えることは出来るが、現状の道路状況の中ではいろんな路線を規制かけていくというのは非常に難しいとのことでありました。このことから、各地域の方々から同意をいただくことについては非常に難しいことから、まず先程申し上げましたように、啓発の看板を設置し協力を求めていくことといたしました。なお、今後の予定でございますが、再度自治会長さんに寄っていただきまして、警察との協議結果等の報告を行いたいと考えております。

以上、町道101号線の交通安全対策についての経過報告といたします。3月から動いてきてたわけなんですけれども、委員会にお話し

てなかったという事について、ご了承願いたいと思います。以上で、町道101号線の交通安全対策についての報告といたします。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

小野委員 課長、最後に委員会に、という事でね、私もこれは自治会の方で聞かしていただいて、なんでやろ、という事で意外でしたので、今年の12月議会の一般質問から動いたという事ですが、この件についてはそれこそ私も平成3年に来た時に一番先に一般質問させてもらって、答弁いただいて全然ダメだという事で、ずっとしてきた経緯もあるし、中川委員がまた議会へ来られた時も質問されておられる。地元の議員として皆一通り質問してます。中川委員も自治会の方で聞かれてたんかなと思うんですけどね、そういう事あったらやっぱり混乱するんですよ、私もね。だからその事がどういう形ではね返っていくか、ご存知でしょうかね、前もって地元の議員なんかには、特にこういう事で質問もしてた経緯もあんねからね。そら自治会長に色々話された、3月21日に12自治会長にという事で、話されたという事なんですけど、せめてその時にでもこういう事思ってるんだという事をちょっと耳打ちにしといてもらわな、やっぱりかなわん。何も知らないんです。そういう具合に言わざるを得ない町会議員、まして私らも長いことさしてもろてますので、その事も考えてもろといて、これからやっぱり気を付けてもらわんないかんと思うんです。くれぐれもそれはよろしく頼みますよ。別に言わんでもええねというのだったら、そうして言うてくれはっても構へんけど、また乱暴な言い方になってくると、私自身思いますのでよろしくお願ひします。それだけです。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 他に、理事者の方から報告しておくことがあればお受けいたしますけど、ないですか。

( な し )

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したという事で終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたら、お受けいたします。

中川委員 17年5月17日の委員会で奈良県が新しく条例を制定いたしました都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例について、町の考え方なり、また今後の動き方というのかお聞きしてましたが、今の現状の地点でどのような状態になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

都市整備  
課長 ただ今ご質問いただきました件でございます。県の方で条例が定められてございまして、この条例に定められている要件といたしまして、どういった地区が該当するんかというところ、現在まで調査をしております。該当すると思われるのが3～4ヶ所程度と聞いておるわけがありますけれども、この区域の指定にあたりましては、地元の皆様の合意も必要であると、その上で県に申入れをしていくという流れになってくる必要がございます。今後、該当する地域の皆様方にもご意見をいただきながら、進めてまいりたいという風に考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

中川委員 まだ具体的にいつ何が行われるとか、そういうところまでは入っていないという事ですね。

都市整備 今後、具体的なスケジュールも定めていきたいと思いますが、出来

課長 ますれば年度内に区域指定が出来るように手続を進めてまいりたいという風に考えてございます。

委員長 小野委員。

小野委員 先ほどちょっと触れましたけど、先の委員会で町長にちょっと是非とも150号線ですか、それについての地権者に会ってほしいという事を申し上げたんですが、その後の経緯、今後について教えてもらえたらと思います。

建設課長 前回の委員会で150号線の地権者に対して、町長もという事で、6月1日に地権者の方に町長と私会わせていただいて、現場も見させていただいたわけでございますけれども、まだその時点で、今の時点でも地権者と協力は得られていないというのが現状でございます。

今後という事でございますけれども、やはり五カ年として計画している道路でございます。町長まで出ていただいておりますものの、更に努力はしていかなければならないという風に考えております。

小野委員 そら町長が行ってもらいたいという事を申し上げて、すぐOKという返事は出ない事は予想しておりますけどね、もしどう理由でちょっと協力できないとか、そういう感覚でおっしゃってるのかね、あそこの土地についても色々あると思うんですよ。あとの利用についてもどうにもならんという形にもなってくるんだろうと思いますが、どうしても町道里道、そして自治会がお借りしている倉庫ですね、あの倉庫を建てるについても、やはり色々特例と言うたらいかんと思いますが、色々町もね、こんだけしたら建たないところへもって行ってもらってるという事で、弾力性をもって自治会のためだという事でその倉庫も建築させてもらったという経緯もありますしね、せっかくその倉庫、里道町道の明示をとって、何か物を入れるにしても、自治会の人も不便だと。それでその手前まで里道が一応何とかできてきてると

いう事ですので、それらはどういう感触でしたかね。

建設課長 町長が行かれる前からも何回もお会いさせていただいてお話をしているわけですが、いろんな部分があるかと思えますけど、町道152号線の方を先にやっていくべきではないかといったような事も申されておるわけでございます。お聞きした中では具体的な例としてはそういう事をおっしゃったという風に、私は感じてます。

小野委員 その施工していく段階でその152号線についても当然五ヶ年計画に入ってますし、そこで枝分かれしていったる所なんですよ、だからそちらを先にとおっしゃっているという理由と、自治会の方からね、自治会でお借りしてる倉庫への利便性を図るためにも総意として要望を出されているという、それらの事もまあ話されたらちょっと意味が分かりにくいんですね。152号線もちよっとつまったる状態になると、あれについては、全く事業進めていくうえについては、止まってるんですかね。

建設課長 現段階では進んでおりませんが、150号線と同様、地権者の方に対しまして協力をお願いにあがっておるのが現状でございます。

小野委員 152号線についても、以前、今の農地の方はOK出されたんですよ。だけど何かこちらの方の事で、トラブルというのかそういうなかなか進まないという事で、そちら先とかなぜこれ出来へんねんとかいう事で、今はたぶんダメだと思います。ものすごく、最初にあの計画出した時は、積極的に協力しようという事になってたと、私は思ってるんです。先ほどからの152号線のもう一つの箇所も同じ事なんですかね、やはり、やれるという時に部分的にやっつかない、これはもう出来ない事ですよ。そこらやっぱり十分、今までのことで同じように失敗してきてますから、今の表現でしたらね、一番町の根幹となって

る中央線、中央線でもそれに反対しておられる方は、ここするんだっ  
たらもっと南の方の安堵王寺線やれとかね、そう言うてるのと全く一  
緒なんですね。だからそこらの事も、なぜダメなのかという事もはっ  
きりと聞かせてもらってやっていかなければ、向こうやってもらわな  
うちはダメだというのは、私はこちらが計画してる中では、それが反  
対の理由には私はあたらないと、そこらをしっかりと、やっぱり町長  
も説明していただいて、一日も早くかかれるようにお願いしたいし、  
もしダメだったら、そこまでの間の他の人の土地を先にやってしまう、  
それをしてもらわなかったら、その前の土地の人がね、今は協力する  
という事ははっきり言うてるんです。だけど、こうして止まってしま  
ってたら、自分とかが反対してるように思われると、そしたらもうダ  
メだと。152号線がまさしくそうなんですよ。以前に奥の方の人が  
OK出しておられたんだけど、それが他の手法の形で、いろんな手法  
の形で152号線を整備していこうとした時に、いろんな手法考えて  
計画されたんです。それらがいろんな事でダメになってしまったから、  
もう今は途中の、農地の、一番よく土地かかる人が難色示されてる。  
お互いにどここの土地が反対してるという事を、だんだんだんだん  
引っ張り出してきてるような感じ、私は受けて仕方がないんです。だか  
ら、積極的にやっぱり道路行政についてはやっていってほしい、  
継続してお願いします。それについては結構です。他の人先聞いてく  
ださい、あとで聞きます。

委員長 浦野委員。

浦野委員 平成20年頃に用途地域また市街化調整の見直しがあと数年後にあ  
ると思うんですけど、斑鳩町の都市計画地図を見ますと、今、色塗り  
されてる中で、全然整合性ない地域が多々見受けられます。例えば、  
先ほど議題になっておりました、町道101号線、先ほど学童の通学  
路の問題でありましたけど、旧龍田街道、あれが薄いピンク色、近隣  
商業地域として塗られておるわけですけども、昔はなるほど龍田街道

は商店街という事で我々小さい頃は覚えておりますけど、今ほとんど商店ない状態なんです。それと、斑鳩ジャスコ、今イオンですね、の辺りが国道端という事でもあるし、非常に店舗が密集してきております。それが住居地域という事で、高さ制限も10メートルまでとかいう事なんですけど、これもあれだけ店舗が立地してんのに、なぜかなと思います。それと、東へ行きまして郡山と斑鳩のちょうど間の国道の北側ですけども、幸前地域ですけども、工場が非常に多く立地してる場所が国道の北側にあると思いますけど、あれがなんと調整区域なんです。私はその辺は準工業地域でも色塗り変えたらどうかなと思うわけです。従ってそういう所が多々今の都市計画地図を広げると、現状の町と全然整合性のないような地域が見受けられるわけなんです。都市計画道路、法隆寺線とかまた安堵王寺線とかかかるがパークウェイとか追々出来ていくなか、また道路が加減していく中で、やはり用途地域の見直しの際に、理事者側として県なり関係機関からどうやという事で、地方分権の時代ですから、斑鳩町に対してリーダーシップを聞かれると思うんですね。その時にやっぱり町として将来、この辺は商業道路にするんやとか、また文化ゾーンにするんやとか、また住居第1種低層住専にするんやとか、そういうモデルプランをきちり立てておかないと、メリハリのある、私一般質問でもしましたけどメリハリのある、いわゆる町づくりができないと思うんですね。その点に対してどうお考えなのか。間近に迫る都市計画の用途地域の見直しの際のリーダーシップに対する心構えというんですか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

都市整備  
課長

ただ今委員からご質問いただきました、用途地域の見直しあるいは地域地区の見直し、いわゆる線引き、平成20年頃という事で今聞いておりますが、まだ明確な時期は示されておられません。そうした中で今、委員おっしゃっていただきましたこの町がどう、地方分権の時代、町づくりとしてどういうリーダーシップをもって、そういった用途なり現状も含めて考えていくかといったご質問かと思っております。この用途

の変更につきましては、委員おっしゃっていただきましたように現状とこの用途が若干そぐわないのではないかといったご質問もいただいておりますように、現状そういった所も確かにございます。町といたしましてはこの用途の変更に際しまして、基本的には斑鳩町都市計画マスタープランとあって、斑鳩町の将来の町づくりを定めてございます。それに則る事を基本に、今後見直しにあたって、各地区の用途等、整合しているかどうか、どういった形で整合させるべきかというところへんを検討して参りたいという風に考えております。

浦野委員 先ほども言いましたけど、地方分権の時代、地方がリーダーシップをもって、もちろん用途地域を線引きやり直す場合は、あるいは用途地域の指定の変更する場合は地元との協議とかいうのも必要になってきますので、その際にもやっぱりリーダーシップを発揮して頂いて、ここはもう住宅、非常に閑静な住宅地域でいきたいとか、また商業地域やから建ぺい率、容積率を緩和していきたいとか、また斑鳩町独特の歴史的な場所あるいは風致的な場所がありますけども、そういったメリハリをつける事で、特色ある斑鳩町としての独特の町づくりができると確信しておりますので、一つリーダーシップを頑張っていただきたいなという事をお願いしときます。終わります。

委員長 小野委員。

小野委員 今の浦野委員の言わんとする事もだいたい分かるんですが、リーダーシップという言葉で浦野委員はおっしゃってますので、やはりね、はっきり言いましてね、整合性云々じゃなくてね、この地元の言うたら重要な方からの、全然その先見的なとか画期的な町づくりについてね、どう言うたらいいですかね、保守過ぎるというんですよね、マスタープランに基づく、もちろん課長はマスタープランに基づいてという事なんですけど、やはり町づくりもだんだんだんだん生き物ですからそれに合ったような、弾力性をもった考え方を県なり、申入れてほし



いんです、そういう事つくづく聞いとるんです、私らもね。この用途地域の見直し時期をただ単にずっと過ごすんだったら、次の見直し時期までまた発展性のない町づくりになってしまうんじゃないか、私は心配しとるんですが、いろんな場所、それは住民の方またいろんな業者の方、また議員の方とか色々担当課長のところへ要望持って来ておられると思うんです。それをしっかりと私は受け止めていただきたい。浦野委員の言葉に合わせてね、本来でしたら委員会としてまとめてお願いをしようかなと、そういう状態の事もあるんですよ。だから見直しに向けて、ものすごく画期的なとか先進的な見方を是非ともやっていってもらいたいという事をお願いしておきます。

委員長 吉川委員。

吉川委員 時間ありますんで、ちょっとゆっくりやらさしてもらいますわ。まずですね、富雄川の改修なんですけれども、井堰が6つあるという事で、西安堵の井堰ですね、その後どういう交渉をされてるんかですね、これ、まずこの井堰を解決しないとですね、上流5つの井堰は解決しないと思うんですよ。やはり県、これは安堵の関係ですねけども、やっぱり斑鳩町も一緒になってですね、頼みに行くというのか、お願いに私はあがってもらいたい、かように思いますねんけども、この点についてまず聞かしてください。

建設課長 富雄川の改修に伴います農業施設の井堰についての現状という事でございますけれども、前回の県事業の報告もさせていただきました中で、補償関係についての交渉がなかなか進んでいないという事は県によりお聞きしているところでございます。議会の方からも土木なりに要望なりを行っていただいておりますけれども、先月も助役並びに都市建設部長と私が参りまして、そういった富雄川以外の県事業を含めまして早期に着手していただける、それから進捗していただけるように要望を行ったところでございます。

吉川委員

今の課長のなんですけども、これはこの前にも同じ事聞いてるわけなんです。やっぱりこの西安堵の井堰をまず解決しないと上流にある斑鳩町の井堰も解決しないんじゃないか、なんぼでも富雄川の改修が遅れていくんじゃないかという状況なので、私は是非、ただ地権者の同意が得られない。西安堵の井堰の関係者の同意が得られないという事じゃなしに、もっと積極的に私は取り組む方法を考えていかんなあかんと思う。是非ともですね、難しい問題はあるかと思えますけれども、少しお金はかかっても私はやるべきだと思う。やる気持ちは理事者もみな持っていていただいていると思うんですけど、どの工事をとってもですね、余りにも時間がかかり過ぎ。いつも言うように難しい問題は時間かかるのはよう分かるんですけども、それにしても余りにも時間がかかり過ぎですね、いつになったら解決するんじゃないか。特に富雄川の増水、またこの間からの雨えろ見ても、一時的にたくさん降る事が多くなってきた。是非ともこの問題にも積極的に取り組んでもらいたい。

次に三代川なんですけどもね、17年度に1億円ついたる事説明されましたわな、その金どこいったのかで聞いたら、生駒の山田川行ってまんねん。それ斑鳩町として黙ってはりまんのか。これ合わせて私、松岡さんの土地ですね、松岡さんは何か協力していただいたように聞いているんですがね、なぜ松岡さんの土地の買収、まだ聞いてないのはっきり分からないけど、あれは終わってるんか終わってないのか。確かに改修は下からやっていきたい、これは知事さんも言うてはるわけ。しかし、今のような状況でいてたらいつになってもですね、これ解決しないと思いますよ。今、一件交渉中で、交渉済みやと、これは18年度で買えると、18年度は1億1,000万ついたる。あと2件を18年度の予算で買ってですね、あと3件は公社の先で対応していくという事を県が言ってくれてるみたいです。私は解決できるところからね、一つでもやっぱり解決をしていかないとですね、今の状態でいくと、こんなんほんとにいつになってもどうにもならんと思う。今の

ところ大きな被害もないんでいいけど、これもし大きな被害出たらどうなりまんの。まずこの17年度の1億円を山田川へ流れた事について、斑鳩町としてどう考えておられるのか聞かせてください。

町 長

いずれにいたしましても、5月26日の委員会でも申し上げましたように、17年度中の1億円という関係等については、我々としては特に郡山土木と協議するなかで下流部分の関係の、前のウエダさんのところですね、という所から河川改修との関係で努力をいたしますものの、上流部分で一件の小城さんがとにかく17年度中で一つ解決してほしいという事で努力をいたしました。代替地等の関係等もうまくいったんですけども、あとちょっと問題が残って、今18年度に差し掛かっておりますし、また17年度中で1億円でございますから、下流部分の、私の住んでる所ですね、その辺の事も、地権者の方とも何べんか会わせていただいて、やはりこの際に、一つ河川改修するから用地等については、何とか解決をしてほしいと言うたら、この用地は渡すのがかなんという話ですから、その住んでる方は出来るだけ用地を残してほしいんだという事でございます。そういう事も踏まえながら今現在、何回かそういう17年度中でそういう方の関係等について整理をしていこうという事で、出来るだけ努力をしたものの結果がいたらなかった。今現在なおもそういう状況で、交渉は続けておりますものの、いずれにいたしましても我々としては努力をしながら、一番問題はやっぱり、前の坂井パイプ、今マンションが出来ました。あの上流部分について早く私はでき得るならばやっぱりあの橋の架けかえ等も踏まえた中で、やはりそれを示していかなかったら、なかなか上流部分どうのという事は並行して話は進めていきますものの、やっぱり下流部分がやはり早く解決をしなかったら私はなかなかいかない。この件についてもできるだけ、昔の風呂屋さんのあった今の喜多興産のところ出来るだけ早く解決をしていく努力を、我々としても県と共に力を合わせながら努力をしていく事が一番大事であると思えます。いずれにいたしましても、相手のある事ですから我々としては協

力していただけるという事に立ちながら努力をしますものの、やっぱり先方は先方として先祖の土地やから残してほしいという、なかなか強い気持ちもございます。しかしそれを何とか分けていただけないかという事を話もさせていただいて、この際ですからという事で申し上げるんですけど、なかなか統一した意見が見られないという事で努力をさせていただきます。18年度についてもそういう努力をしながら、出来るだけ用地買収というのか、そういう関係等について努力をして参りたいと考えております。

吉川委員 松岡さんの土地はどうなってますの。

都市建設  
部長 松岡さんの所については既に済んでるという事では聞いております。

吉川委員 買収済みですか。

都市建設  
部長 建物までは影響しないという事でお聞きしております。

吉川委員 土地は買収済みで建物はまだそのままと。

都市建設  
部長 建物については影響しないという事で買収対象にはならないという事です。駐車場分ありますので、その部分の対象という事になります、用地取得。

吉川委員 これ、いつ登記になりましたん。

都市建設  
部長 登記の日付までは確認はいたしておりません。ただ買収は終了してるといふ事の確認はいたしております。

吉川委員 これは、平成17年で終わってるんでっか。

都市建設 3年ほど前になると思いますんで、15年位にはなる。また再度確  
部長 認はいたしておきます。

吉川委員 こっちも土地代払ってされたら、もうどことも一緒に、建物も壊し  
てもらってですね、やっぱり更地にしてもらうようにやっていかんと  
ね、今のあの状態見てたら、今15年頃に土地代払ってはると聞いて  
いる。ほんでまた何年か経ったらでんな、今度前の道のことで言われ  
たりね、進まないわけ。こんなやり方してたんではね、前に進みませ  
んやんか。18年度でもそら町長は努力してやっていくと言っておら  
れますけれども、どこまで進むのか分からへん。出来たら松岡さんの  
ような土地についてはですね、やっぱりその話した時に更地にして、  
やっぱり協力してくれやってんな、やってくれはんねんな、と皆にそ  
ういう印象与えるようにせんないかんと思う。今、バイパスの関係、  
いかるがパークウェイやけど、やっぱり終わったらみなこぼって、いつ  
までこぼって更地にしてという事でやってはりますやんか。そしたら  
やっぱり皆、あこのも終ってんな、ここのも終ってんなという事でね、  
やっぱり一つの進む方向やと思います。

(「今の意見続けはる前に、先に部長に答弁させといた方がよろし  
いで。」との声あり。)

都市建設 先ほど説明させてもらいましたように、松岡さんについては、建物  
部長 がかからないという事で、土地の補償金だけ支払いさしてもらって  
るという状況でございますので、建物の解体は要らないという事になり  
ます。ちょっとこれを付け加えさせていただきますけども、小城さん、  
一応契約成立しとるんですけど、この方については建物かかります。  
かかるという事については、前金支払いますんで、その前金の段階で  
解体をしてもらう。更地になった段階で残金を支払いをさせてもらう  
という事ですので、目に見えた形になってこようと思います。ただ、

松岡さんについては建物がかかりませんので、目に見えたものになってこないという事になってきます。

吉川委員 取りこし苦労だったらいいんですけれども、よく土地は協力してもらおう、しかし今度家は自分とこの家、住む権利あんねんから、その道なかったらどないもなりまへんわな。そこらの契約というのか、ちゃんと出来たんのか、それは法的にちゃんとできんのかね、いつも家はあってもその前にある道のことで、道は協力しましてん、お金もらいましてん、と言うてんねんけど、たまたまそこ川や。川の上通らない。その事について、また道路、いやそんなん、道幅狭いとかでんな、色々条件が付いてくる。そういう心配はないんでっか。

都市建設部長 三代川の改修にあたりましては、今現在右岸側に道路がありますけれども、左岸側にも6メートル50の用地の協力を、道路としての用地をお願いしてます。河川を広げる事によって、橋をまた全て各個に橋を架けていきますと今と、現状と同じようになりますので、橋は極力もう占有は認めない。だから左岸側に道路を作ります、という事で左岸側に4メートル50の道路をつけられる分の用地を県の方で確保してもらおう。その分を町が占有して町道として今後整備をしていくという事になっていきます。

それで、用地買収をした段階では道路がございません。まだ残地残ります。そうした時に残地の道路をどうすんねんと、まだ道路出来上がってませんので、今現在占有されてる橋、その橋を利用してもらって奥の残地を使ってもらおうという事で、県と協議済みという事になってますので、今回協力を願った方についても、その条件で了解をしていただいております、という事でございます。

吉川委員 今、松岡さんの工事で、松岡さんこっち協力していただいた。それからまだ上流にもやっぱり協力してもらわんなん方ありますわな。だから、予算つけてもらったらすな、そちらの方だけでも解決できる

所だけでも買収はしていけないんですか。県が言うてるように河川は下からせんないかんねんと言うてはるけどでんな、買収をしといてそれから工事は下流からやっていくというような方法は取れないんですか。

町 長

やっぱり吉川委員おっしゃるように、私はやっぱり地元にながら一番心配するのは、松岡さんとか協力しはったと、そしたらなんで下流からと言うてんのに下流全然けーへんやないかと、家屋調査も全部終ってんのに何もせーへんやないか、という事もだいぶ私も意見聞かせていただきました。しかし私はやっぱり皆様方に地権者そのもの、建物の分は自分のものであったかて、下の底地を早く話をせんないかんという事で、相手方にも何べんか話をさせていただくんですけど、なかなかそれが埒があかないという事で、我々としては出来るだけやっぱり下流部分のどこから進めていくのが一番大事であるという事を以前にも、天理斑鳩の関係等についても、まず11メートルバックするんだという事で11メートルバックされた。そしたらそれ以上拡張でけへんやないか、こんな事なにしたんの、という事も指摘されたこともございますから、よっぽどこういう関係等については慎重にかかっていかんと、やっぱり川の方から、三代川の向こうの方の河川を改修してほしいんやと、しかしもう11メートルしか道路敷地は買ってない。だから11メートルは絶対に譲れないという道路課と河川課の関係というのは、いろんな議論もございまして、我々としてはやっぱり地元にながら、町長やっぱり下流の方からするのが本意やでと、松岡さん協力していただいたというものの、やっぱりそういう事については今後慎重にかかって欲しいという事もございましてですね、私はやっぱりそういう点では、用地の買収等については難しい問題だなと思っております。そういう点についてやはり我々としては、県の方針として示されているように、下流部分から早く手をつけていく事が一番大事であると。そして手をつけた部分から工事にかかっていくという事でしたらある程度、私はやっぱりうまく以前の坂井パイプのと

こまでが終ってるわけですから、平成12年で終ってそれから以後は全く進んでない、それから上流はないという事ですから、やっぱり出来たら橋の関係等についても、いま狭隘な橋ですから、曲がる時になって民家に車当るといような事もございますから、やっぱりああいふ部分をいかに早くやっていく事が一番大事かなと考えております。

吉川委員 町長の方からこれからの進捗状況について最善の努力をしていくという事なんですけれどもですね、実際には現実には進んでないわけです。だから先ほど、松岡さんがそうして協力してくれはったような状態で、私は協力してくれはるところから買収をしていくべきだと思うんです。町長も地元におられて大変だと思いますけどでんな、それを乗り越えてもらわんと、こんないつになっても出来ないと思うんです。17年度でも1億もついたらってもでんな、生駒へとられてしまう。とられてしまうと言ったらえらい言葉に語弊あるか分かりませんが、これ仮に松岡さんとこの上流の方でも、うち協力しようというところもあつたらですね、私は買収して行って、そしたら仮に今町長がおっしゃってる、そらもう下流から解決していけたらそれにこした事ない。こんなもんひを見るよりも明らかや。せやから皆もわしらもあまり今まで言ってこなかったけど、もう12年間も何も動いてない。たまたま松岡さんの土地も買ってもらったし、ちょっと進んでるところもあるみたいですけど、現実には工事は全然進んでないねんからね。何とか見通しをつけて、私はちょっとでも用地を買収できるところは、その都度買ってですね、そしてできたら下流からの方の、上流もこうして皆、協力してもろてるので、という事で私は誠意を見せてでんな、交渉に入るべきだと思うんです。これ以上もう言いませんけどでんな、是非とも私は駅前の三代川の改修をやってもらわないと、今現在、駅で駅舎の工事も19年3月までに完成なってくる。道一つにしてもでんな、未だに見通しもつかないような状態で、これもう是非とも斑鳩町の玄関口やて、計画ではええ事みな書いてもろてるわけですが。特に私はあの場所で、もしやの事があつたらですな、あこと安堵から突



当たったこのあこにも井堰あるみたいですけど、もう阿波、それから新家の所までの間の洪水は、こんなもんもうほんとに大変ですよ。もうちょっと真剣に私は取り組みをしていただくようお願いをしておきます。

それと、上流の調整池の検討状況でんな、この間も説明を、この阿波地区についてはされましたけども、上流で色々岡本ですか、三井もあったかな、岡本の方特にみなさんの協力得て改修してもらってますわな。天満池もやられたし、東小学校も然りでんな。その努力は努力として私はあれですけども、それだけでは私は解決していかないと思うんです。だから私はその前に質問した三代川の早期改修をですな、私はもっと努力すべきと思う。これも三代川改修と合わせて是非とも県へも要望してもらって、調整池の検討を再度、効果ある調整池を作ってもらおうようにですね、私は要望しときます。

それからいつも申し上げてます、県道大和高田斑鳩線、御幸橋の右折レーンの関係なんですけれども、その後どういう検討をされたんかですな、私の聞く範囲では6月8日に大和川河川事務所とでんな、橋脚補強方法等について、協議をしていただいているみたいですけど、現状はどういう結果になってんのか、合わせてですね不毛田川にかかるですな、ちょうど御幸橋渡ったところの橋、あこでちょっと狭くなってるわけなんですけれども、あの橋を仮に広く3車線にしようとするな、もっと私はスムーズに通行ができるんじゃないかと思う。現在の状況と今後の見通しについてお聞かせください。

都市建設  
部長

6月8日の件でその調査については確認はしてないんですけども、感触的には悪くないというような事では聞いております。それはあくまでも耐震補強の関係と合わした形で今、郡山土木の方で大和川河川事務所と協議をしていただいております。

不毛田川の関係はこれは高田土木の方で協議をしようというふうな事になっているようです。それについては7月末くらいですかね、大和川に行くというような事では聞いています。そうした事で西名阪

のインター、一体的に考えるというような事では聞いております。できるだけ早くまとめて工事という事で、要望をいたしているところでございます。

吉川委員　　今、部長の方からですな、6月8日の件もよく知っていただいてんねからね、わしは待ってたようにやっぱり、その時の話し合いを、どないなったんかね、やっぱり聞くくらいの私は努力すべきやと思うんです。6月8日話し合いしてくれはるわ、ではいかんと思う。これは高田土木ですな、右折レーンやから。だから高田土木と大和川工事事務所がでんな、どういう話し合いをされたのか、私は調べる、また聞く位の努力をしてもらいたいと思うんです。やっぱり地元動かんと、動かんでも実際にはあの状況見てたらやってもらいたいと思うんです。私、知事さんに特に言いたいのはでんな、わしこの間もある県会議員2人にも話してましてんけど、そんなん確かに自転車道ですか、その構想もええけどもね、それ以上にやらんなんどこようけありますやんかと、なんであんたらそれを言うてくれやへんねやと。生駒郡の人違いまんが、その人は。だから、やっぱり訴えていかんと、どうしてもほっとかれると言ったらちょっと語弊あるかも分かりませんが、やっぱり力の関係だと思うんです。今後、やっぱりもう少しこの面について、力を私は入れてもらいたいと思うんですよ。新御幸橋の橋脚関係についても、私はもう前に普通は5つにせんないかんけども、今はそんな事できないんで、また今度改修の時にはやるという約束で、許可していき思てんねんと、大和川工事事務所で聞いているわけですから。みんなでやっぱり協力してでんな、いつも住み良い斑鳩町つくろう、言うてるわけですから。だからなお一層の努力を私はやっていただきたいと思うんです。わしもいつも口悪く言いますがですな、やっぱり努力せんとでけへんねもん。だからみんなでやっぱり力合わせてでんな、関係あるとこよう知ってるとこあったら、やっぱりそこへ頼みでんな、訴えて、それで一時も早く解決できるようにね、私はみんなで努力すべきと思うんです。同じ事毎度申し上げて申し訳ないけどもですな、わ

しかて早い事出来るだけやってもらいたいなど。一番恐いのは、三代川の、もし決壊したら一番斑鳩町としては、生命・財産守りと言ってるけどでんな、一番なんぎせんないかん。大和川についてもですね、下流の方からスーパー堤防とか色々力入れてもろてるけども、柏原までは確かに何十億かけてやってはるけど、あこから亀の瀬の今のあれ終らんとでけへんとはっきり言うてはる。しかしたまたま、たまたまと言ったらえらい失礼ですけども、斑鳩町も堤防を広げてですな、わし、あの出来上がったとこ見て、これ新御幸橋まで出来たら、少々水きても堤防の決壊は免れるんじゃないかと、安心して通ってるわけです。未だに去年なんかやったらあの位の距離しかしてもらえへん。今度200メートルやってもらえるんででんな、期待してるわけですけど、これもまた地元の皆さんの協力なかったらできまへんねん。そらもうよう分かってまんねん。だから、協力をしていただく方を、やっぱりもう少し狭めるというのか、皆で頼みに行ってもらえるように、地元もこうなりませという説明もして、一刻も早く私は三代川改修と大和川の拡幅をですな、是非実現してもらいたいと、これは私は一番、斑鳩町の水害を守る要になると。58年のあんなえらい水害きやん方がよろしいですけど、しかしいつ何時くるや分からへん。そこへいつも、この間も申し上げたように、みんな斑鳩町だけと違いますねん、よそでもみな大きな建物建てんのに、調整区域の今まで遊水地になってたとこへ建ててはるわけ。だから今、大和川工事事務所でやってもろてるような事やってもろても追いつかへんわけですわ。そらもう抜本的な何はやっぱり、大和川の早期改修と亀の瀬の地滑りを、まず止めてもらうという事。今の明治橋から三郷の役場の大和川側見てもろたら分かりますわ。あこだいぶえらい坂なってる、勾配あるんでね。だから、確かに小さい事も大事か知らんけどでんな、何もなかったらそれにこした事はないんですよ。しかし、もしやの事があったら、これは大変ですよ。みなも記憶に新しいと思うねけど、富雄川、前に一回いった時に、あれもし決壊いったたら、斑鳩町どんな目に遭ってるか分かりまへんで。それをよう考えてもらって、私は是非、

ちょっとした借金になるか分からない。是非ともですね、みんな力合わせて実現に努力をなさってもらいたいという事を要望して、私は終わります。

委員長 他にございませんか。小野委員。

小野委員 ちょっと先ほどの松岡さんの件ということでね、ちょっと吉川委員がおっしゃってる事と部長の答弁がちょっと理解、現場あんまり知らないんで分からないですが、部長の答弁では松岡さんの前の駐車場は用地買収は終わっていると理解したらよろしいですか、その前。店というか建物は当たらないので、吉川委員がなぜこぼたないのか、という話にならないと。という事は現在その建物は、もちろん買収の必要ないから買っておられない、前入って行く時には、そしたらもう県へ所有権移転されてる土地を利用されてる、そういう事で理解したらよろしいですか。もうちょっと詳しく説明してください。

都市建設 平成15年度のやりとりという事になってます。先ほど言いましたように、左岸側に道路つくっていくという事で、用地協力を願ってますんで、今現在その道路がありませんので、前面の町道から入っていかなあかんというような形で、用地協力はしてもらってるんですけども、使用形態は同じような形になってしまうと。そしたら全く目に見えたものになってこないと、こういう状況になっておると、このように思います。改めて土木にもその辺の事について、再確認はいたしております。

小野委員 先ほど吉川委員が色々話されてる中身も私は分かるんです。例えばね、そういう県の事業にしろ町の事業にしろね、用地買収に応じていただいた所については、当然部長なんかよくご存知だけど、パークウェイなんかね、国はきちっとそれをフェンスで管理してね、これだけ終わってますと。当然その義務はあるでしょ、そら税金で買ってる土

地。県も松岡さんに対してそういう、左岸側に今度道路つくるという事でおられるから、ピシャッと閉めてしまえという事は私は絶対言うてないんですから、その事と兼ね合わせてね、ここは一応済んでるんです。ただし、だからといって閉めるんじゃないんです。先ほどから吉川委員がおっしゃってるのは、事業が進んでいってるという状態はこういう具合に質問して、あそこは買収済んでるという事で分かるだけではダメだと思うんです。この河川改修については、もうあの場所は買収済みだと、事業が進んでいくんですよという、その事を私はおっしゃってたと思うんです。私もそれは同感なんです。先ほどから町長も、一番下流から施工しなければならない、それも分かっています。ただし、下流の買収に応じなかったら出来ないんじゃないかと、これは計画があって三代川は改修するんだと。その為を買収に応じてもらえる条件が整ったところは買収していく。それでも、こことこことは買収が終わって、例えば王寺町の方の168号なんかね、河川道路は違いますけど、早よから買収が終わったところは全部家をこぼってる。それで、感覚的にですよ、そういう事が起きてきたから、だっと早く進んだんじゃないかなという感覚持ってるから、今こういう話をしてるんですが、その意味で吉川委員もおっしゃったと思いますし、あその前が買収に応じておられて、それが済んでるという事を、事業が進んでいってるという形を県の方でとってもらえたらありがたいなと、遮断せいとは言ってませんで、そんな事言ったらダメですんで、けどそういうような、事業も進んでいくという事に対してのPRと言うんですか、それらを相談していただけたらありがたいな、そのように思います。

都市建設  
部長

委員言われておる通りと思います。交渉の中で、小城さん交渉させてもらいました。そうすれば松岡さんの方は駐車場部分やという事で目に見えた形になってません。だから小城さんも目に見えた形にしてくださいと、一番というような形に見えるかも分かんけど、家を解体して、本来進むねなというような形にしてください、というような

事で理解も求めて、それで努力をしていってると、そんな状況ですので、おっしゃってる目に見えるようにすべきちゃうかというのは、その通りでございます。

小野委員 私らも色々手を使ってこういういろんな調査もしてますので、その点も踏まえて、オフレコというところは守ってますので、そういう事をしっかりと協力してもらって、また町からも県へかけあっていただきたいし、私らは何も住民をいじめようとか、そんなんじゃないんです。やはり、改修が絶対必要だという事で、ちょっとでも目に見えた形をしてもらえたら、斑鳩町会議員としても有難いという事で、色々口籠もりながらもしゃべつとる事もありますので、何とか目に見えた形をとっていってもらって、一日も早く改修がまた再開される事を願ってるだけですので、その点よろしくお願ひしたいなど。

他にねちょっと私の一般質問との関連もありますねけど、総務部長にちょっと聞きたい事あるんですが、よろしいですか。

先日、この役職員名簿というの、5月11日現在という、総務の方から配っていただいたんですが、この中で私、一般質問してた中でちょっと時間的な事があって、町長から答弁いただけなかったんですが、社会福祉協議会という名簿あります。この中で私が聞いている範囲では、臨時雇用と聞いておるんですが、その方が主事という形で、主事の2番目に名簿が載ってるんです。この資料というの、社会福祉協議会から総務の方へ出されて、斑鳩町の関連する役職員名簿という事で載せておられるんですか、その点はどうなんですか。

総務部長 ただ今の役職員名簿についてのお尋ねでございますけど、その取扱いを含めましてご説明申し上げたいと思います。当該名簿につきましては、専ら内部的に利用するという事で作成させていただいたものでございます。これにつきましては、委員もよくご承知のことと思います。この名簿には、内容的には役場関係だけでなく、関係する団体、今おっしゃっているような内容でございますけれども、この関係する

団体とも合わせて掲載させていただいております。そうした事から、関係する団体からも掲載資料としていただいている、その内容をそのまま掲載させていただいたものでございます。冒頭にも申し上げましたように、この名簿はあくまでも内部的な利用するために作成しております事から、個人情報にあたりますものも多くございます。そうした事から個人情報の保護という観点からもその取扱いについては、慎重に取り扱っていかねばならないと、改めて痛感しておるところでございます。そういった事でよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

小野委員 当然そういう事だと思うんですが、それでね、社協の会長でもある町長にお願いだけしときます。この件について、私は担当課を通じて一般質問で通告の中での話をしています。そしたら事務局長からの返事として、今ちょっと読み上げますが、嘱託職員の職員につきましては、事務局規則に基づき、常勤職員は全て、括弧して、正規嘱託を問わず、採用時に主事となるとの事です、という答弁書を入手しとるんです。私はそういう事は絶対あり得ないと思うんです。だから事務局長が何か、事務局規則を誤解されてるのか、また町議会にそういう質問が出てるという事で、あえて正味そういう事が絶対起り得ないのを、こういう事を担当の福祉課に答弁書として出しておられる。私、一般質問で町長に2月2日どうだこうだと、だいぶ興奮して私も言いましたけどね、あの事も2月2日は決まってない事を、担当の方へ2月2日に決定したという事でね、町長がそれをそのまま鵜呑みにされてるといいますか、そうだという事で進めておられる。その事の経緯があるんです。だから私はこの委員会で申し訳ないんですが、社協の事務局長にしっかりと認識してほしいと、そのように町長の方から言うてほしい。でないと、やはり議会自体が混乱するという事、あえて答弁はいただかなくて結構です、お願いしときます。それで結構です。

委員長 他にございませんか。

その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお願いいたします。

以上をもって、本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきますよう、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。  
長時間ごくろうさまでございました。

( 午後 2 時 2 3 分 閉会 )